

《山形県地域計画実現促進会議主催》
令和7年度山形県地域計画実現促進セミナー

日時 令和8年2月6日（金） 13:00～16:00

場所 山形ビッグウィング 大会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 説 明（資料1）

テーマ：地域計画の策定状況等について

説明者：山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課 課長 田子 大樹

4 事例紹介

（1）県内の事例紹介

①山形市（南山形地区）（資料2）

テーマ：地域まるっと中間管理方式を活用した農地集積について

説明者：山形市農林部農政課 課長補佐（兼）就農・経営支援係長 今野 一樹 氏

②寒河江市（柴橋地区）（資料3）

テーマ：若手農業者を中心とした話し合いによる地域計画への反映について

説明者：寒河江市農林課 農政係長 菅野 傑 氏

③新庄市（宮内地区）（資料4-1, 4-2）

テーマ：農業委員が中心となった地域の農業者の意向把握について

説明者：新庄市農林課 水田農業対策係長 三宅 大輔 氏

新庄市農業委員会 農業委員 森 良一 氏

（2）県外の事例紹介

①島根県江津市（資料5）

テーマ：農地利用ゾーニングを基にした地域計画の策定と推進について

説明者：島根県江津市農林水産課 農政係長 堀江 亮輔 氏

②福井県小浜市（資料6）

テーマ：地域の話し合いを通じた農地の集積・集約化の取組みについて

説明者：福井県小浜市農林水産課 課長補佐 奥村 直己 氏

5 情報提供（資料7）

テーマ：地域計画のブラッシュアップに向けて

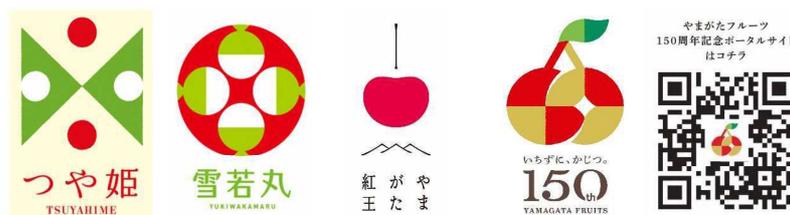
説明者：農林水産省経営局農地政策課 経営専門官 鈴木 陽 氏

6 質 疑

7 そ の 他

8 閉 会

地域計画の策定状況等について



山形県地域計画実現促進会議

説明内容

- 01 地域計画の趣旨
- 02 地域計画の策定状況
- 03 地域計画の分析・検証
- 04 地域計画の分析・検証を踏まえた対応の方向性

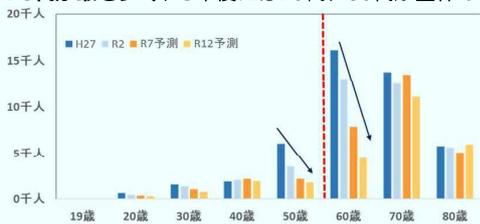
01 地域計画の趣旨

1 地域計画の趣旨について

- 高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が懸念。
- 地域計画は、このような状況の中で、地域農業を将来へ引き継いでいくために、**地域が抱える課題を見える化し、10年後を見据えた必要な取組みを実施**していくためのもの。

■年代別基幹的農業従事者の状況

- 50代、60代の基幹的農業従事者は、大きく減少。
- **70代が最も多く**、5年後には70代、80代が全体の約65%を占める。



年代	H17	R2	R7予測	R12予測	平均年齢
19歳以下	17	296	1,664	1,093	6.6%
20歳代	6	447	1,485	2,187	16.3%
30歳代	2	340	1,162	2,282	13.7%
40歳代	1	282	885	1,984	5.8%
50歳代	17	1,664	1,093	6,056	16.1%
60歳代	16,130	13,790	5,814	6,629	13.0%
70歳代	13,094	12,546	5,872	67.0	7.9%
80歳以上	7,898	13,617	5,183	6,162	11.3%

※ 予測値は、コーホート・シェア・トレンド法による農業経営・所得向上推進課の独自推計

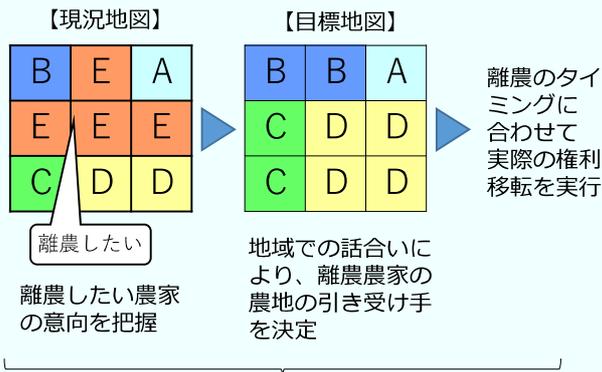
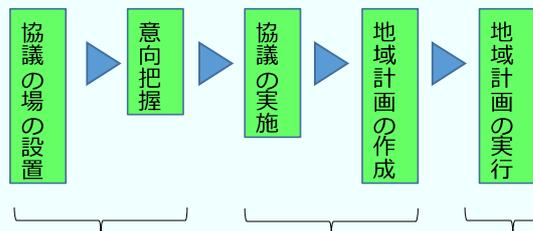
■農業経営の後継者確保の状況

- 農業経営体のうち、後継者を確保していない経営体は、約80%。
- 後継者確保の必要なしを除いても、7割強の経営体で後継者がいない。

経営体	経営体数	後継者がいない経営体数		うち、確保の必要なし		
		数	割合	数	割合	
法人経営体	626	328	52.4%	84	13.4%	
個人経営体	主業	7,698	5,492	71.3%	544	7.1%
	準主業	4,065	3,214	79.1%	275	6.8%
	副業的	15,470	13,113	84.8%	370	2.4%
計	27,859	22,147	79.5%	1,273	4.6%	

(注) 個人経営体の主業の別は、次による。
 主業：農業所得が総所得の50%以上で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる経営体
 準主業：農業所得が総所得の50%未満で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる経営体
 副業的：1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない経営体

■地域計画の策定・実行までの流れ



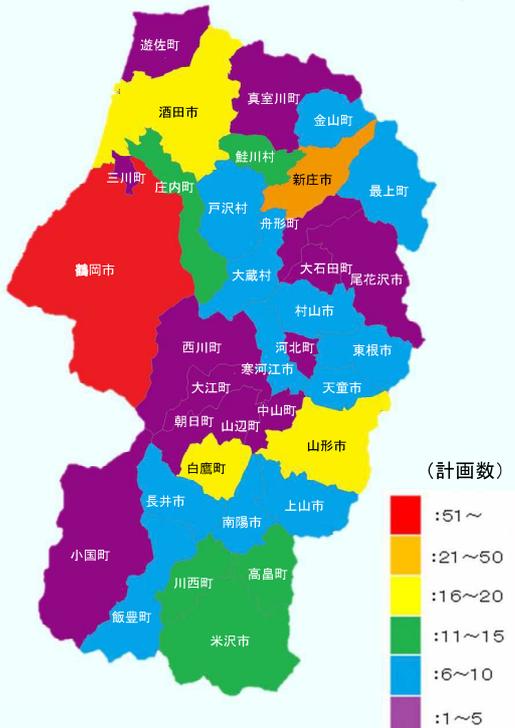
【課題の見える化・必要な取組みの実施の例】

02 地域計画の策定状況

1 地域計画の策定状況について（R7.3末時点）

- 令和7年3月に、全35市町村全368地区において、地域計画が策定された。
- ⇒ 地域における話合いのベース（話合いの枠組み、今後の見直しの出発点となる地域計画等）が整った。

■ 地域計画の策定数（R7年3月時点）



村山地域	80
山形市	18
寒河江市	9
上山市	9
村山市	8
天童市	8
東根市	7
尾花沢市	5
山辺町	4
中山町	1
河北町	1
西川町	3
朝日町	3
大江町	1
大石田町	3

最上地域	95
新庄市	40
金山町	10
最上町	10
舟形町	4
真室川町	3
大蔵村	6
鮭川村	12
戸沢村	10

置賜地域	89
米沢市	11
長井市	9
南陽市	8
高畠町	14
川西町	15
小国町	5
白鷹町	19
飯豊町	8

庄内地域	104
鶴岡市	71
酒田市	16
三川町	1
庄内町	11
遊佐町	5

山形県合計 368計画

【出典】県独自調査
国土地理院承認（平14総複第149号）を加工

03 地域計画の分析・検証

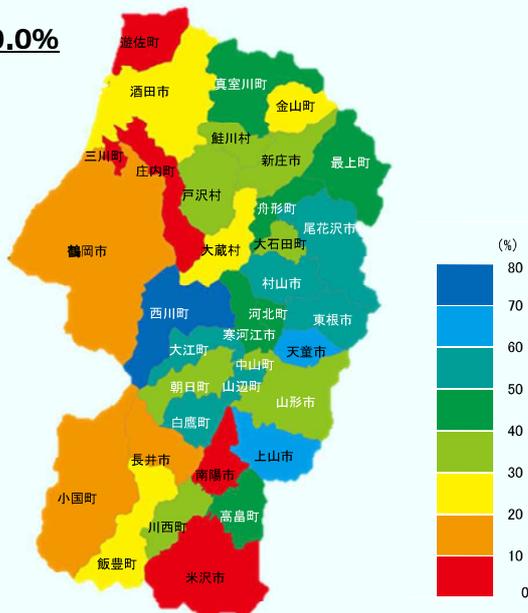
3 地域計画の分析・検証について①

- 将来の受け手が位置付けられていない農地（白地）の割合は、県全体で約30%。
⇒ 白地の解消に向けて、地域計画のブラッシュアップが必要。

■市町村別の白地率の状況（R7年4月時点）

- 白地率は、担い手への集積が進む庄内地域を中心に低い傾向があるが、担い手への集積が遅れている村山地域を中心に高い傾向。

県全体：30.0%



■地域別の白地率の状況

地域名	白地率
村山地域	50.8%
最上地域	36.6%
置賜地域	26.4%
庄内地域	10.7%

■地域計画白地農地が多い地区の特徴

- 田・畑の別では、田の面積割合が高い地区において、白地率が低い傾向がある。

	田の多い地区※1	畑の多い地区※2
白地率	18.2%	44.9%

- ※1 田の面積割合が県平均（75.6%）よりも高い地区
- ※2 畑の面積割合が県平均（19.9%）よりも高い地区

- 中山間地域における白地率は、県全体よりも高い。

	中山間地域	平地地域等
白地率	41.4%	22.9%

3 地域計画の分析・検証について②

- 将来の受け手が位置付けられている農地の中には、**規模縮小意向がある農業者の農地**や、**高齢で後継者不在の農業者の農地**が含まれている。
 - 現在の耕作者のほぼ全員を目標地図に位置付けているため、**白地率は低いものの、非担い手が将来の受け手となっている農地が多い（集積率が低い）** 地区もある。
- ⇒ **課題の見える化ができていないおそれ。**
真に10年後の耕作者を位置付けたものとなっているか精査が必要。

■規模縮小意向の農地の状況

- 規模縮小意向の農地は、地域計画区域内の農用地等の約9%。
- 規模縮小意向の農地面積を把握できていない市町村は4町。

	規模縮小意向の農地面積	地域計画区域内の農用地等に占める左の割合
県全体	10,316ha	9.4%

※ 規模縮小意向の農地面積を把握できている市町村のみで集計。

■高齢で後継者不在の農業者の農地の状況

- 高齢で後継者不在の農地は、地域計画区域内の農用地等の約21%。
- 高齢で後継者不在の農地面積を把握できていない市町村は20市町村。

	高齢で後継者不在の農地面積	地域計画区域内の農用地等に占める左の割合
県全体	8,196ha	21.2%

※ 高齢で後継者不在の農地面積を把握できている市町村のみで集計。

■白地率が低いものの、非担い手が多い地域計画の例

ある水田地帯の地域計画

区域内の農用地等 A	366.7ha
農業を担う者の数 B	471
担い手※の数 C	58
将来の受け手が位置付けられている農地 D (D/A)	362.4ha (98.8%)
将来の受け手として担い手が位置付けられている農地 E (E/A)	167.2ha (45.6%)
農業者を担う者一人当たりの農用地等の面積 F (A/B)	0.77ha/農業者

※ 認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農

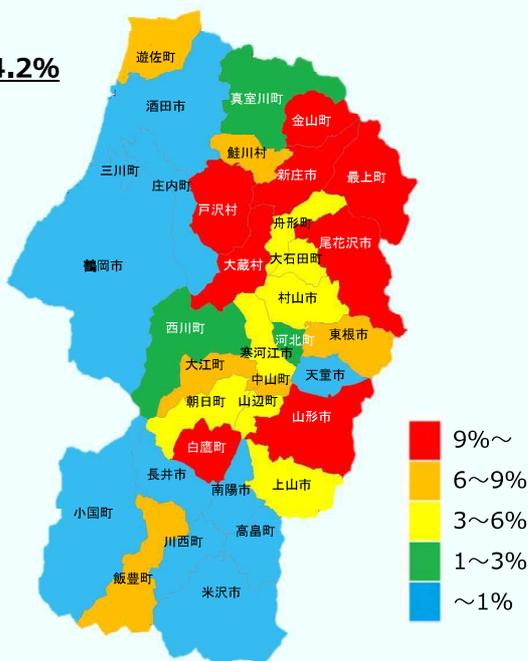
9

3 地域計画の分析・検証について③

- 目標地図に位置付けられた**受け手の現在の経営面積と将来の経営面積の差**（受け手が規模拡大等をする農用地等面積）は、地域計画区域内の農用地等面積の約**4%**。
- **将来の受け手の経営規模は、ほとんどの場合、現状のまま。**
将来の受け手の規模拡大等を地域計画に反映できていない場合が多い。

■将来の受け手の規模拡大等面積の割合（R7年4月時点）

県全体：4.2%



■地域別の将来の受け手の規模拡大意向等面積の状況

- 最上地域では、将来の受け手の規模拡大意向等を反映している一方で、置賜地域や庄内地域では、ほぼ現況地図と変わらない状況となっている。

地域名	地域計画区域内の農用地等に占める将来の受け手の規模拡大等面積の割合
村山地域	6.7%
最上地域	9.1%
置賜地域	1.7%
庄内地域	1.2%

- ただし、市町村ごとの差も大きく、一部の市町村においては、将来の受け手の規模拡大等を比較的多く地域計画に反映

- ・ 山形市 (15.2%)
- ・ 尾花沢市 (9.6%)
- ・ 新庄市 (9.3%)
- ・ 金山町 (10.3%)
- ・ 最上町 (10.3%)
- ・ 大蔵村 (22.2%)
- ・ 戸沢村 (12.4%)
- ・ 白鷹町 (9.6%)

10

- 白地率が高く、**白地解消に向けた取組みが必要な地区が多い。**
- 白地率が低いものの、**将来の受け手の精査が必要な地区がある。**
- 総じて、**将来の受け手の経営面積には、あまり変化がない。**



- 多くの地区においては、**将来の受け手の精査（課題の見える化）が終わっていないか、終わっていても、その結果明らかとなった白地の解消（10年後を見据えた必要な取組みの検討）には至っていない状況。**
- 各地区の状況（課題の見える化から始めるべき地区、必要な取組みの検討が必要な地区）に応じて、**地域計画のブラッシュアップを進めていく必要。**

04 地域計画の分析・検証を踏まえた対応の方向性

【方向性】

- 策定された地域計画がどの段階にあるのか、精査を行い、課題意識をもって、地域計画のブラッシュアップに取り組んでいく。
- その際には、県内外の優良事例を参考に、課題認識を踏まえた対応策（話合いの工夫など）を実施する（モデル地区を設定することも考えられる。）。

【ポイント】

- 地域での話合いが進んだ地区では、次の特徴がある場合が多い。
 - ① これまで地域の農業を担ってきた生涯現役と考えている高齢の農業者の理解・協力が得られている。
〔（例）高齢の農業者が、農地の第三者継承を前向きに捉えて、目標地図の作成を若手に一任。〕
 - ② 地域内の意欲的な農業者（若手農業者、法人経営体等）の意向を地域計画に反映するための工夫がある。

山形県地域計画実現促進セミナー

地域まるっと中間管理方式を活用した農地集積

山形市農林部農政課

課長補佐(兼)就農・経営支援係長 今野 一樹

参考

県内の優良事例（地域まるっと中間管理方式に取り組んだ事例）

地区名		山形市南山形地区			
区域面積 (うち農用地区域内農地)	349ha (349ha)	担い手が 利用する面積	134.2ha	利用者の 面積	0ha
農業を担う者数 (うち担い手)	1人 (1人)	現状集積率	38.4%	目標集積率	90.0%
地域農業の現状と課題			地域における農業の将来の在り方		
<ul style="list-style-type: none"> ● 水稻、果樹栽培が盛んな地区であるが、大規模経営体が比較的少なく、農業者の平均年齢も高いため、将来の担い手の確保に不安がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ● 地域まるっと中間管理方式を活用して、一般社団法人に農地を集積していく。 ● 新規就農者の受入れを促進する。 		
取組のきっかけ			取組の具体的な内容及び ブラッシュアップに向けた今後の方針		
<ul style="list-style-type: none"> ● 上記の課題解決に向けて取り組んでいく意向があり、地域まるっと中間管理方式のモデル地区として選定した。 			<ol style="list-style-type: none"> ① 令和3年度に立ち上げた農地利用調整委員会における検討を経て、令和5年に一般社団法人南山形お互いさまの会を設立。 ② 令和6年度には黒沢地区と松原地区において、令和7年度には津金沢地区と上中谷柏地区において、当該法人へ農地を集積。令和8年度も2地区集積予定。 ③ 今後は、営農継続が難しくなった会員の所有農地の法人直営や農産物のブランド化を目指していく。 		



地域まるっと中間管理方式勉強会

◎農地集約化推進モデル事業（R4～R6）を市独自事業として展開

【事業の目的】

農業者の高齢化や人口減少が進行する中で、担い手不足が深刻化し、遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなる恐れがある。このようなことから、地区の農地を効率的に利用するため、地区として目指すべき将来の農地利用の姿について地区で話し合いを行い、農地の集積・集約化を推進する仕組みづくりを図る。話し合いの中では地区の現状や課題を把握し、その課題解決に向け取り組みを検討し、魅力ある地域づくりを推進していく。



市内2地区（南沼原地区・南山形地区）をモデル地区に選定

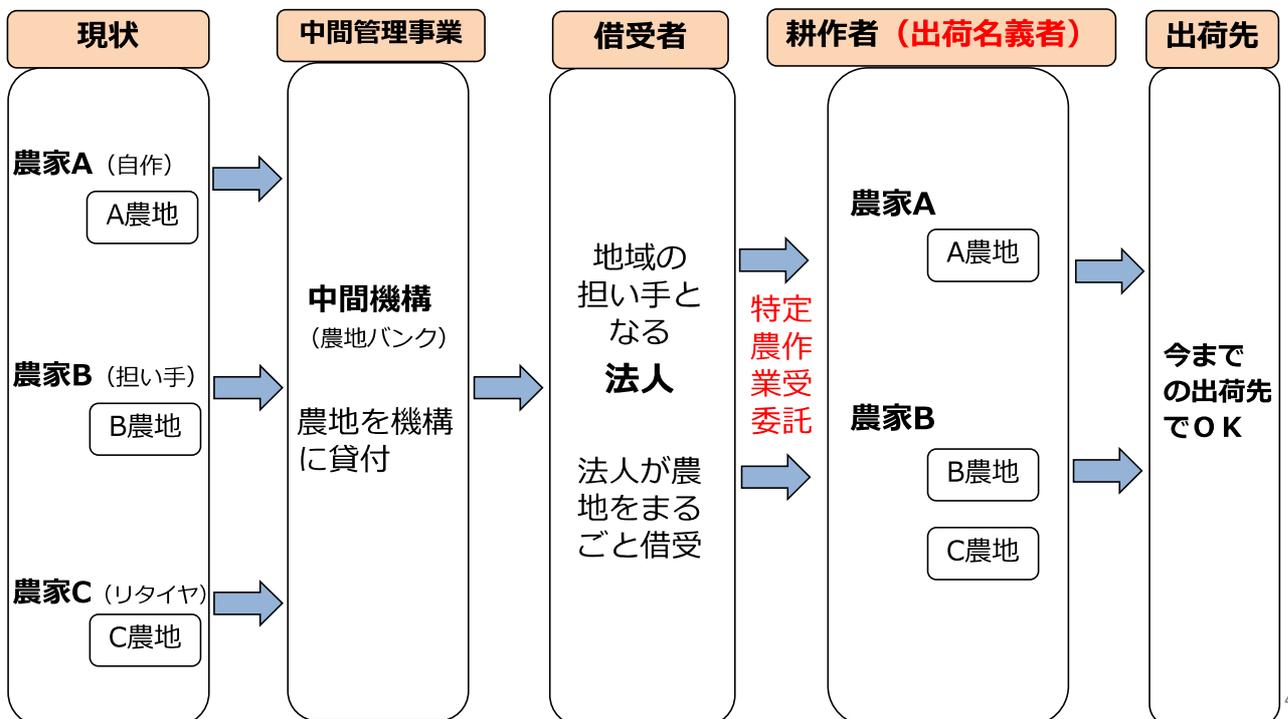
【南山形地区】

令和3年に地区独自で農地調整委員会を立ち上げており、そのメンバーを中心として、南山形地区の農業について話し合いを行った。その中で、基盤整備問題や、後継者問題、果樹の継承等様々な課題がある事や小規模経営体が多く、小規模経営体が占める農地割合が多いことから、大きい農家同士の農地交換のような話にはならないとの事から、農地の有効利用、地域農業の持続化を図るため「地域まるっと中間管理方式」を推進していくことで協議し、今後手法について勉強会を進め、実施していくこととした。

地域まるっと中間管理方式

一般社団法人（非営利型）を設立し、営農部門（直接経営）と地域資源管理部門（農地の維持・管理等）の両方を担う方式。愛知県の可知氏が提唱し、H30年頃から始まった方式。

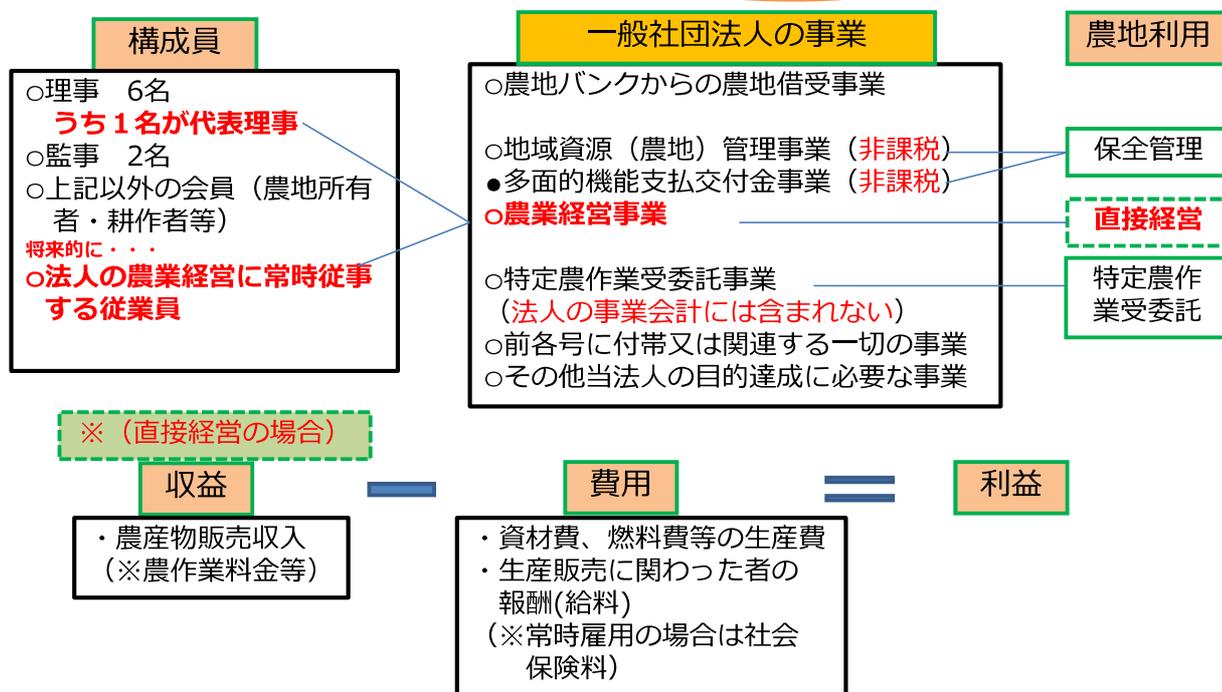
- ①地域に農地を持っている方全ての方が農地バンクに貸し出す。
- ②地域に設立した一般社団法人が農地バンクからすべての農地の貸し付けを受ける。（農地所有者・耕作者は法人の会員となり、農地の利用権は一般社団法人に設定）



「一般社団法人南山形お互いさまの会」設立

目的

次世代に引き継ぐべき農地を守るため、地域内の農地を担い手に効率よく集約し、担い手の確保・育成を通じて、会員に共通する利益を図る活動を行う。



5

活動実績（R4～R7）

－令和4年度－（調整委員会6回開催）

- まるっと中間管理方式勉強会（8月）
講師：可知祐一郎氏(まるっと方式提唱者)
- 若手農家との懇談会（10月）
- 実行組合長への説明会（11月）
- 各地区への説明会（1月～）計15回
- まるっと方式の先進地視察（2月）
岩手県滝沢市、紫波町



R4可知氏講演会

－令和5年度－（調整委員会7回開催）

- 実施地区の協議・決定
R5 黒沢・松原
R6 上中谷柏・津金沢
R7 下台谷柏・片谷地
- **法人設立（10月）「一般社団法人 南山形お互いさまの会」**
- 実施地区説明会（10月～11月）黒沢・松原地区への説明会（計5回）
- 個別訪問（11月～1月）
- 手続き説明会（3月）

6

(3) 活動実績 (R4~R7)

－令和6年度－ (調整委員会7回開催)

- 黒沢 (約20.5ha:約77%) 松原 (約34.8ha : 約75%) 集積
- 法人総会開催 (7月)
- 実施地区説明会 (10月)
上中谷柏・津金沢への説明会 (計4回)
- 個別訪問 (11月～1月)
- 法人運営等に係る先進地視察 (12月)
- 手続き説明会 (2月～3月)



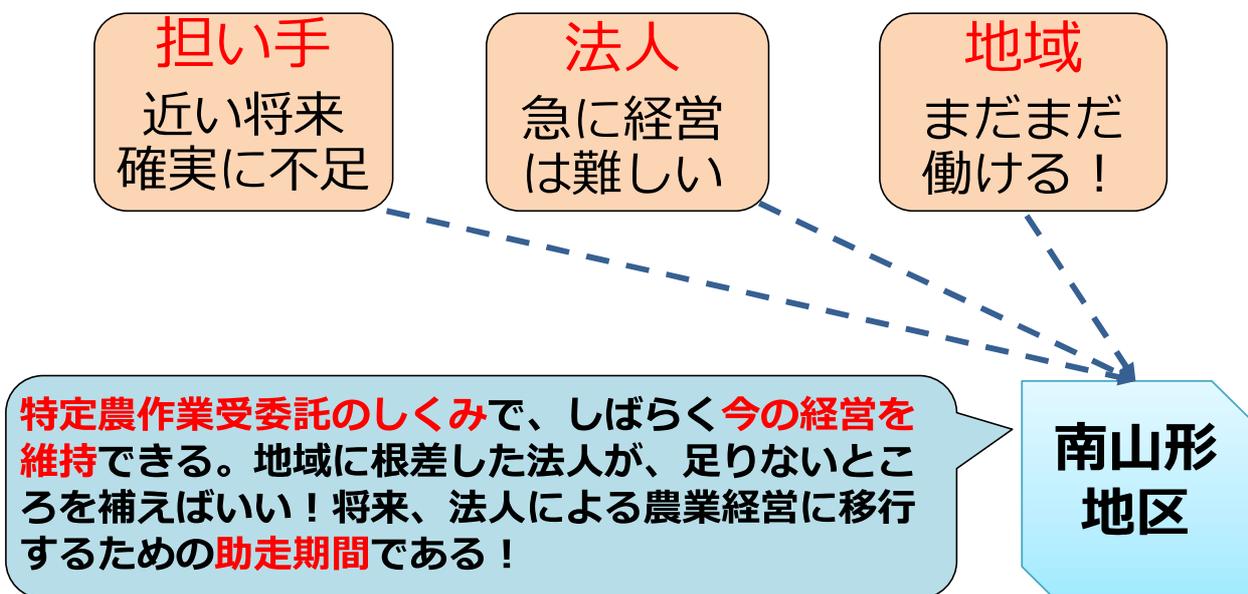
R6視察(甘柿栽培)

－令和7年度－ (調整委員会4回開催 12月末現在)

- 上中谷柏(約37.8ha:約87%)津金沢(約39.2ha:約84%)
- 法人総会開催 (6月)
- 実施地区説明会 (10月)
片谷地・下谷柏への説明会 (計4回) ※片谷地56.4ha 下谷柏49.3ha対象
- 個別訪問 (11月～1月)
- 今後の法人としての事業検討 (12月)
- 手続き説明会 (1月～2月)

7

まるっと中間管理方式はムリなく始められる



8

南山形地域まるっと中間管理方式

南山形地区の現状

◇南山形地区の農業における現状（R2農林業センサスより）

南山形の農地約422.1ha
(田298.4ha・畑82.4ha・樹園地41.3ha)

南山形の農業従事者は5年間(H27~R2年)で3割削減

農業従事者の約70%は60・70代

人・農地プランアンケート（R2.2.1調査）では

「農業後継者がいない」が72.2%。



担い手の確保ができない = 南山形の農地の維持、営農の継続が極めて困難に

10年後は1/3の農地が荒廃農地になる危険性も

担い手がまだ確保できる今が最後のチャンス！南山形地区全体の農地を継続的に維持・管理・営農できる受皿（組織）が必要

南山形の農業の未来を考えるために、南山形地区農地利用調整委員会を発足委員会として地域農業を継続していく為に「地域まるっと中間管理方式」の導入を提案しました。

地域まるっと中間管理方式

一般社団法人（非営利型）を設立し、営農部門（直接経営）と地域資源管理部門（農地の維持・管理等）の両方を担う方式。愛知県のみならず、H30年頃から始まった新しい方式です。

<目的>

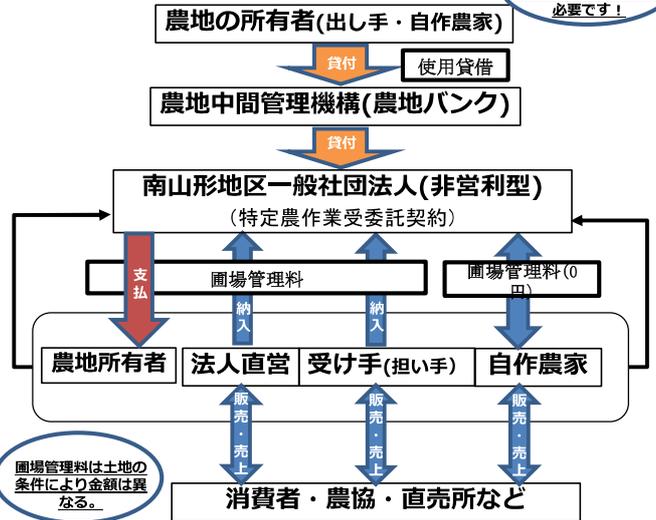
「農地利用の最適化と担い手の確保育成を通じて、会員相互の支援・交流・連絡等会員に共通する利益を図る活動を行うこと。」



- ・地域に農地をもっている方全ての方が農地バンクに貸し出す。
(耕作してない農地も、条件が悪い農地も、自分で所有してる農地もすべての農地が対象)
- ・地域に設立した一般社団法人が農地バンクからすべての農地の貸し付けを受ける
(全員が法人の会員となり、農地の利用権は全て一般社団法人に設定される)
- ・営農を希望する方は一般社団法人と特定農作業受委託契約を行う。
(担い手が誰もいない農地は法人が直接経営・管理または地域の担い手を育成しカバーする)

農地の貸付・圃場管理料の流れについて

農地は農地中間管理機構に貸付する手続きが必要！



圃場管理料は土地の条件により金額は異なる。

地域まるっと中間管理方式のメリットと法人設置の検討事項

メリット	法人設置の検討事項
<ul style="list-style-type: none"> ○今まで通り営農を続けたい方は今まで通り営農ができる。(特定農作業受委託契約) ○預かった農地を地元法人で受けるので安心して任せられる。 ○高齢化、病気、怪我などで農地の管理が出来なくなった人も安心できる。 ○全ての土地の利用権が法人にあるため、所有者が亡くなった時などの農地の引継ぎがスムーズ。 ○農地中間管理機構を通すことで様々な補助金が使えるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○定款作成料、年間の更新料、税金はかかる。(初期約20万、その後年間8万程度) ○補助金は基本後払いのため、初期の設立費用、運転資金をどう調達するか。 ○非営利型の一般社団法人は設立簡単で費用も他の法人よりも安い。また事業の制限がないので様々な事業をやることもできる。 ○新規就農者も法人のほうが集まりやすい。また地域の中で新規就農者の育成もしやすい。

法人の運営・将来のビジョンについて

- 法人の運営について
地域の話し合いにより、法人に地域の農地集約率70%を目指す。
初期の段階では基本的には担い手がない農地は地域の皆さんでカバーを行う。
多面的機能支払いがある組織はこれまで通り継続しますが、統合して法人が一体的に地域の農地の管理と保全を行うことも可能です。(草刈り等)

活動成果

- 地域の農業の現状を一番理解している地域の農業者が中心となり、調整委員会の中で、地域農業を持続化していくために地域に合った方策を検討したことにより・・・

地域主導 > 行政主導 ☆行政も連携し支援

- 地域まるっと中間管理方式の説明会の際に、地域農業の現状を説明し、危機感を共有し、地域全体で地域農業を守っていく意識付けに繋がった。

⇒ 耕作者だけではなく、農地所有者にも責任感が生まれた

- 法人が農地情報を管理することにより、高齢化や病気等で特定作業受委託を受ける耕作者がリタイアする場合も法人が効率的に耕作できる者と特定作業受委託でき、土地所有者も安心できる環境が整った。

- 国の機構集積協力金（集積協力金・集約化奨励金）を活用し、法人の活動資金として、様々な事業を行っていくことが可能となった。

- ・法人直営に向けた機械等の導入
- ・地域農産物のブランド化
- ・基盤整備
- ・市民参加型農園や観光農園 etc・・・

ご清聴ありがとうございました



はながた
ベニちゃん

令和 7 年度山形県地域計画実現促進セミナー

若手農業者を中心とした話し合い による地域計画への反映

寒河江市 柴橋地区一

寒河江市農林課農政係長 菅野 傑

目次

- 1 柴橋地区について
- 2 策定までの取り組み
- 3 地区の代表者と若手農業者の思い
- 4 若手農業者による話し合い ブラッシュアップ
- 5 計画への反映



柴橋地区について

- ・ 市南西部に位置する地区
- ・ 人口 約4,500人
- ・ 耕地面積 約470ha
- ・ 担い手の多くは60代～70代
- ・ 現状集積率 42.8%



柴橋地区について



策定までの取り組み

地域計画
(目標地図)

×

基盤整備事業
(営農計画)

10年後に目指す
農業の姿

事業完了は
10年後

共通事項

将来誰が・どこに・何を作るのか

策定までの取り組み



策定までの取り組み

柴橋の農業
ちょっと先へ...



柴橋地域の農業の 将来を描こうワークショップ

第1回

こんなことをみんなで話し合い、提案しあいます

- ・元気な農業のあり方
- ・田畑の土地利用
- ・6次産業化への取組み
- ・地域に適した作物の選定
- ・集落の農業組織のあり方 など



日時 令和5年3月19日(日) 9:30~12:00

場所 JAさがえ西村山柴橋支所 3階会議室

参加申込・問合せ TEL 0237-86-5112 寒河江川土地改良区 松田・戸田

住民全体でのワークショップ



R5.3月

策定までの取り組み

農業者中心ワークショップ



R5.10月

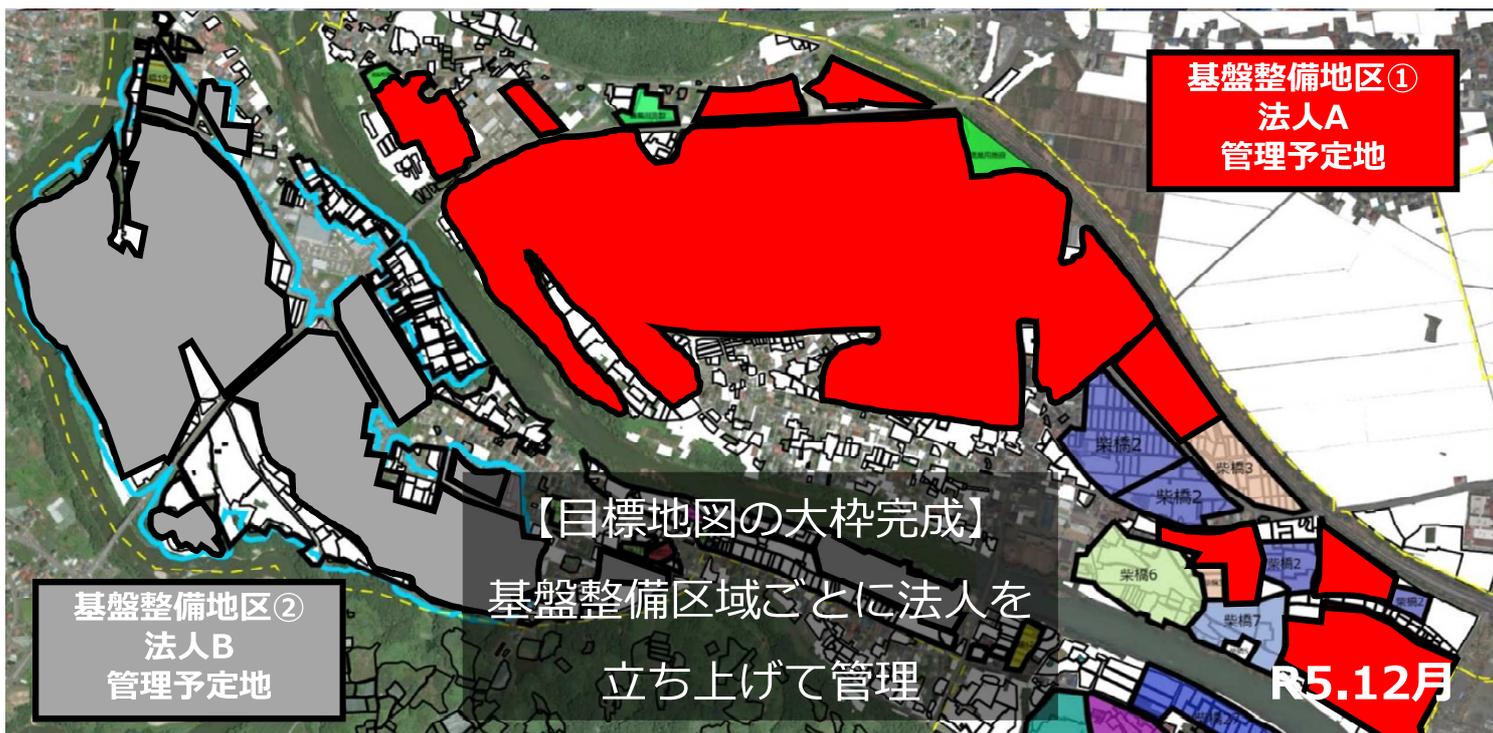
策定までの取り組み



農業者中心ワークショップ

R5.11月

策定までの取り組み



基盤整備地区①
法人A
管理予定地

基盤整備地区②
法人B
管理予定地

【目標地図の大枠完成】

基盤整備区域ごとに法人を
立ち上げて管理

R5.12月

地区の代表者と若手農業者の想い

これでいいのか？



基盤整備事業
地区代表

- ・ 出来上がった計画は法人が大部分を耕作
- ・ 10年後は法人構成員も高齢
- ・ 将来の計画なのだから、若い世代の意見こそもっと反映させるべきなのでは？

地区の代表者と若手農業者の想い



若手農業者

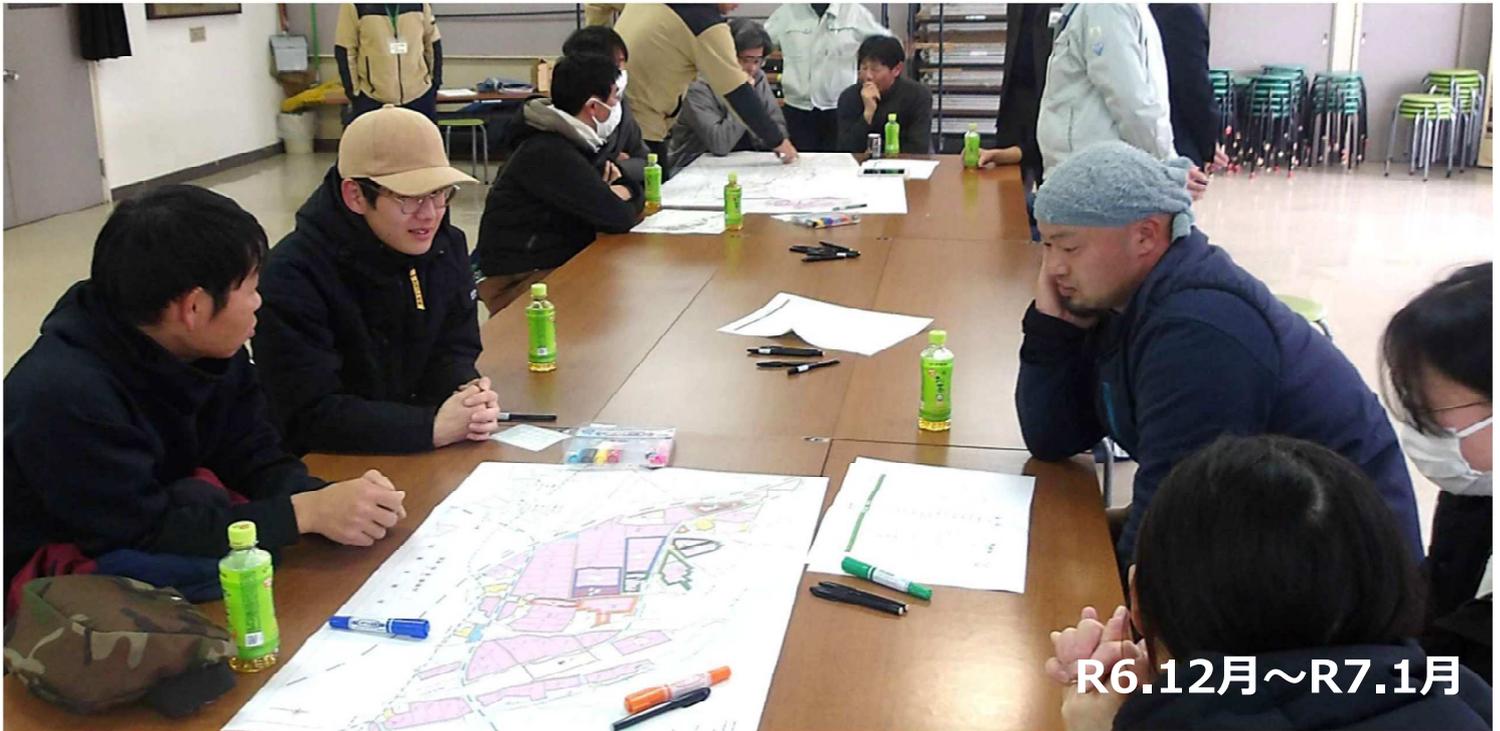
こういう計画は上の世代で決めるものと思ってた・・・。



若手農業者

ワークショップの時は大先輩達を前に自分の意向を伝えるに
くかった・・・。

若手農業者による話し合い



R6.12月~R7.1月

若手農業者による話し合い



- 横のつながりで、研修中の若者などの新たな担い手も参加
- 若手同士で積極的な意見交換
- 拡大意向ある
- 目標地図内の基盤整備区域で法人管理の部分へ若手の意向をM I X

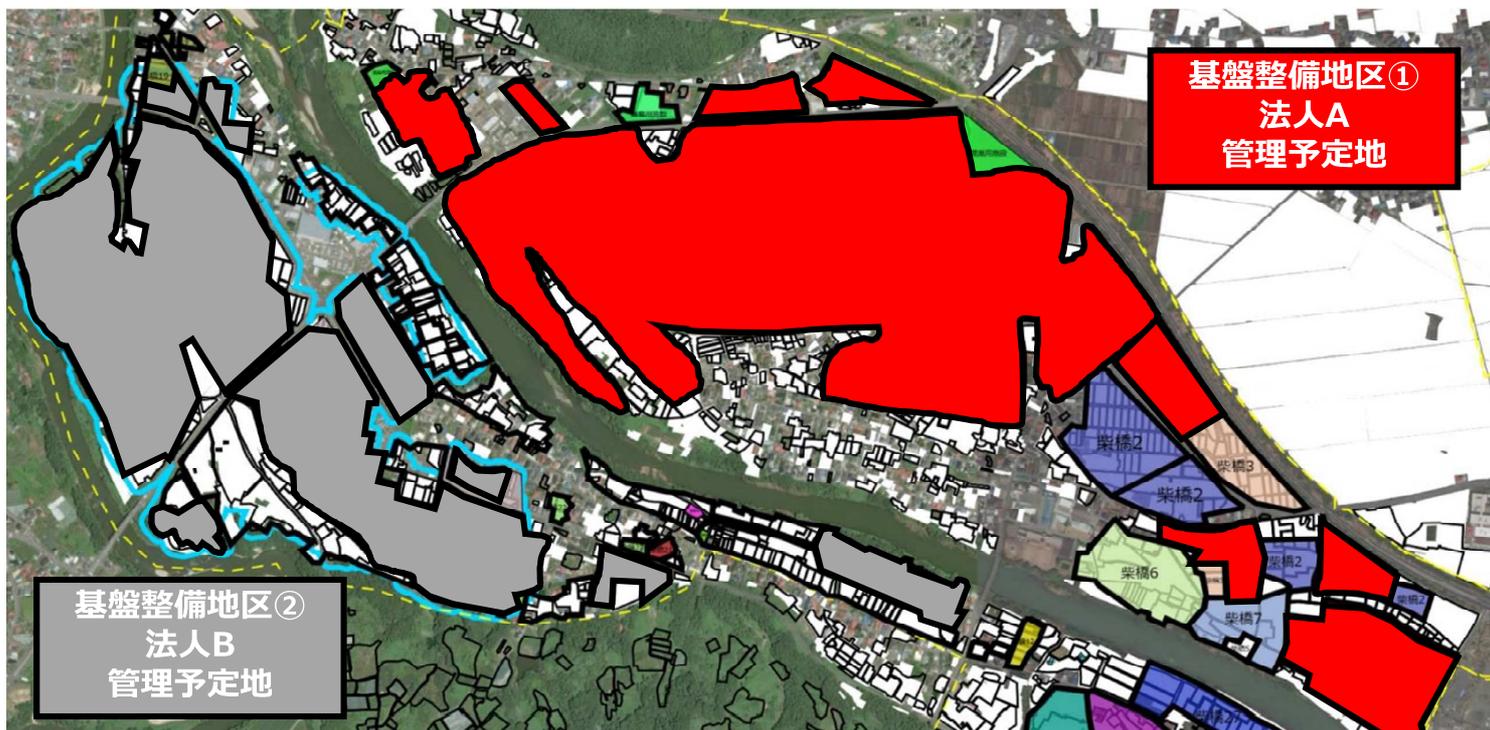
計画への反映



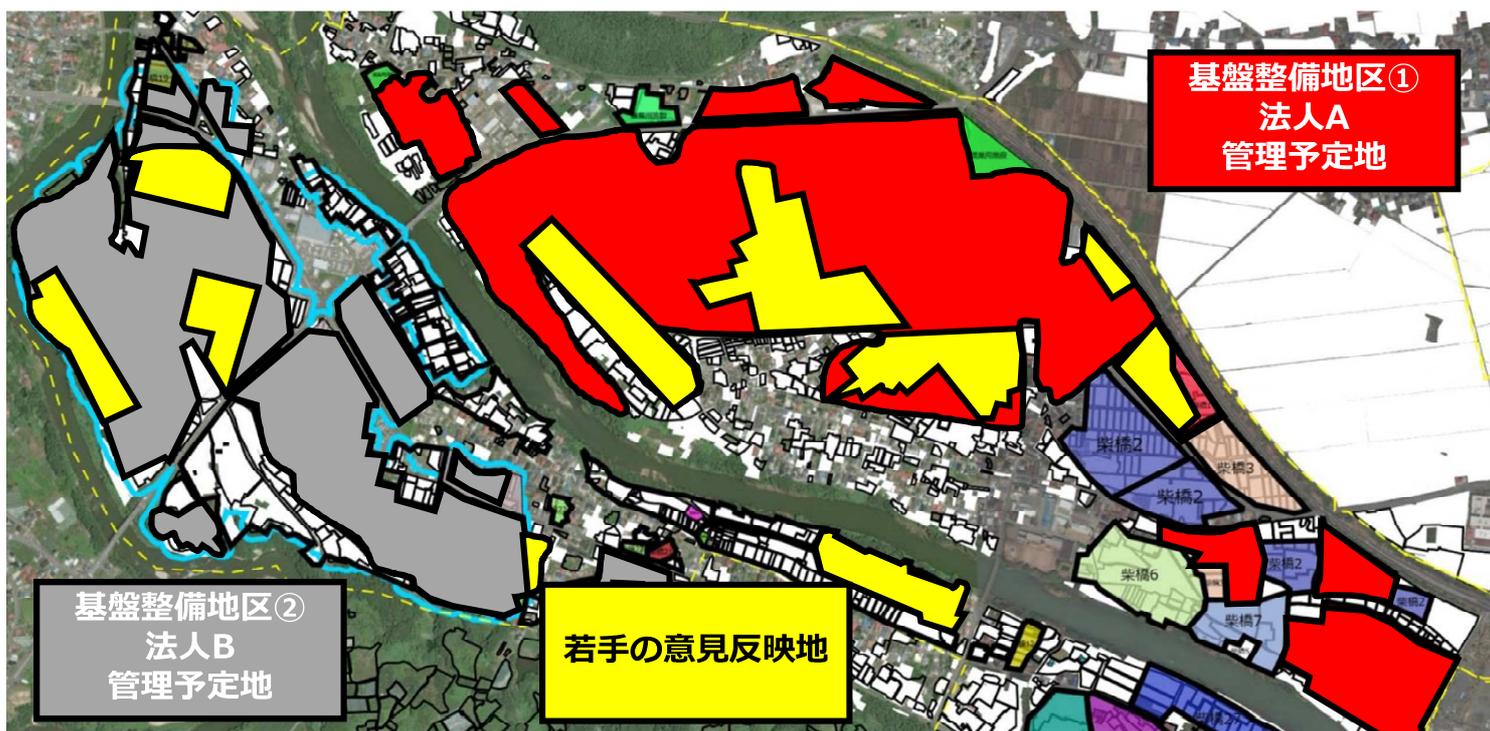
計画への反映



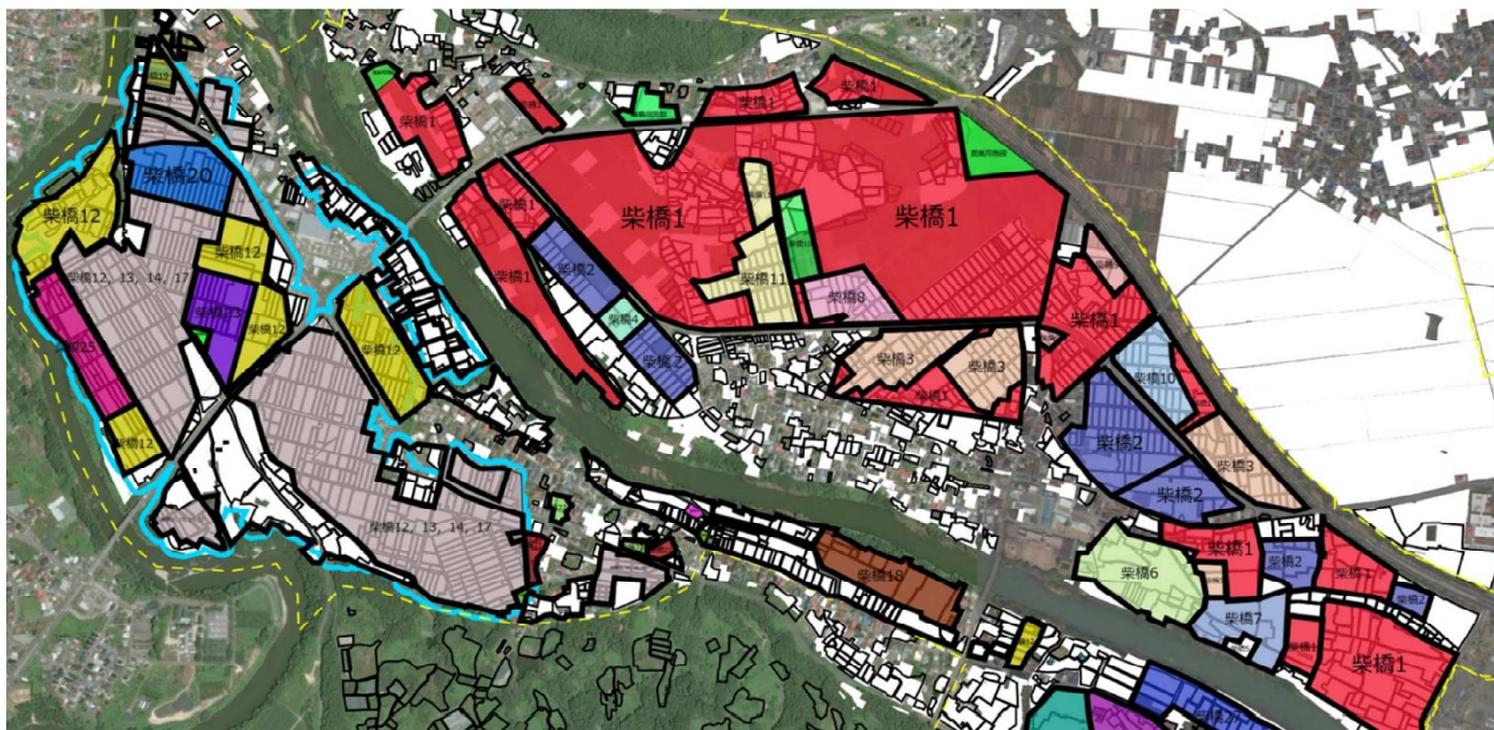
計画への反映



計画への反映



計画への反映



ご清聴ありがとうございました

令和7年度 山形県地域計画実現促進セミナー説明資料（新庄市）

1. 本市の地域計画策定状況

- 本市の地域計画は、令和7年3月31日に市内全体で**40地区**を策定した。
※計画の区域内範囲は、実質化された「人・農地プラン」のエリアを踏襲した。
※広範囲の区域では、農家が自分事化しにくく絵にかいた餅になってしまうため。

2. 地域計画策定の経過

- ・令和6年度末までの策定が法定化された。
- ・令和5年度中の経過として、農家へ地域計画の概要(制度説明や補助制度との関係性)のパンフレットを経営所得安定対策事業の地域説明会や、農業協力員会議などで配布した。
- ・令和6年度中の経過として、地域計画策定では地域の話合いが不可欠であり、地域農業を将来的にどのようにしていくか、地域で話し合うための「協議の場」が必要である。
ただし、策定主体の市農林課が主体的に「協議の場」を設定してしまうと、地域には「やらされている感」がでてしまうため、「協議の場」の設定・地域農家への参集声掛けは農家の代表者である「農業委員(19名)」、「農地利用最適化推進委員(8名)」、各地域農業における連絡員の役割を担う「農業協力員(103名中の一部)」がおこない、「協議の場」を持つことができた。
- ・しかし、いざ「協議の場」の開催という時期に、令和6年7月に最上地域を含む地域で豪雨災害が発生。
(当初、令和6年7月～10月上旬に第1回目の「協議の場」40箇所を順次開催予定であった)
- ・本格的に、「協議の場」を開催できたのは令和6年10月～
「協議の場」の進め方
 - ① 市農林課から地域計画の内容の説明、参考様式 5-1 号の素案の説明(30分)
 - ② 協議(30分～1時間)
 - ③ 目標地図及び地域農業を担う者の話合いについて(15分程度)
- ・「農業委員」や「農地利用最適化推進委員」、「農業協力員」が目標地図及び地域農業を担う者リストを取りまとめて、市農林課へ提出する。
(目標地図やリストのとりまとめは後日実施する地域が大多数であった。)

3. 新庄市宮内地区の地域計画について

- ・新庄市の地域計画(宮内地区)は、市街地に隣接する地域の農地である。近隣には、住宅街や「ヤマザワ」「コメリ」等の大型店舗があり、また東北中央自動車道新庄 IC からのアクセスがよい地域となっている。
- ・また、昭和40年代には基盤整備事業を実施し、整理田を有する営農においても利便性の高い地域である。

令和7年度 山形県地域計画実現促進セミナー説明資料（新庄市）

現時点(令和8年1月末時点)	① 地域計画区域内面積	30.8ha
	② うち農業振興地域の農用地面積	27.2ha
	③ 田の面積	30.8ha
	④ 現状の集積率	68.5%
	⑤ 将来目標集積率	98.4%
	⑥ 農業者担う者	26 経営体

宮内地区の農地



この地区の地域計画策定の経過

- ・令和6年11月下旬に第1回目の「協議の場」を開催。
 - ・令和6年12月～令和7年2月に地区の農業委員を中心に農地利用最適化推進委員と協力し、現耕作者や農地所有者への個別の意向確認及び目標地図への反映をおこなった。
- ⇒丁寧な意向確認を進めたことにより、他地域と比較しても将来的により高い集積率の「地域計画」を策定できた。

4. 地域計画の今後のブラッシュアップについて

- ・市農林課は策定段階の「協議の場」から、目標地図を含む「地域計画」を将来的に地域の農地、農業をどのようにしたいか(現状)・どのようにしていきたいか(未来)を地域の農家や農地所有者を含む関係者で話し合うための

「材料」にしてほしいと伝えてきた。それはどうしてか ↓

これまでは、「漠然的」に農地・農業のことを話し合い、各農家及び関係者がそれぞれ想像してしまう場面が多くあり、同じ情報での話し合いが難しかった。

今後は、自分や地域の他の耕作者の農地がどのように現在分布しているのか、今後どのようにしていきたいかを

「可視化」した目標地図が存在することによって、話し合いがしやすくなる。

令和7年度 山形県地域計画実現促進セミナー説明資料（新庄市）

その「材料」を活用し、毎年1回は地域で話し合いをしてみませんかとのアナウンスも同時にしてきた。

・毎年の話合いの中で、各地区の農地・農業を見つめなおし、計画的にいかないイレギュラーな事態もあるかもしれないが、一人で抱え込まずに地域で話し合いながらブラッシュアップしていきたい。その過程で行政・JA・土地改良区が協力して推進していく。

農地利用ゾーニングを基にした 地域計画の策定と推進

江津市農林水産課 堀江 亮輔

1

1 江津市の紹介



人口

20,816人 (令和7年12月末現在)

位置

島根県の中央部のやや西寄りに位置

特徴

①80%が森林。広島県を源流とする江の川が市の中央部を流れ、江の川やその支流に沿って農地が点在

②まとまった農地は40haが最大で、典型的な中山間地域

③耕地面積585ha、基幹作物は水稻218ha

④農業従事者の平均年齢 69.6歳

⑤有機農業を推進(耕地面積に占める有機JAS面積の比率8%、全国8位)

令和6年6月にオーガニックビレッジ宣言

⑥農業算出額14億円
(県内12位、全国1,144位)



江津市



2 江津市の地域計画について

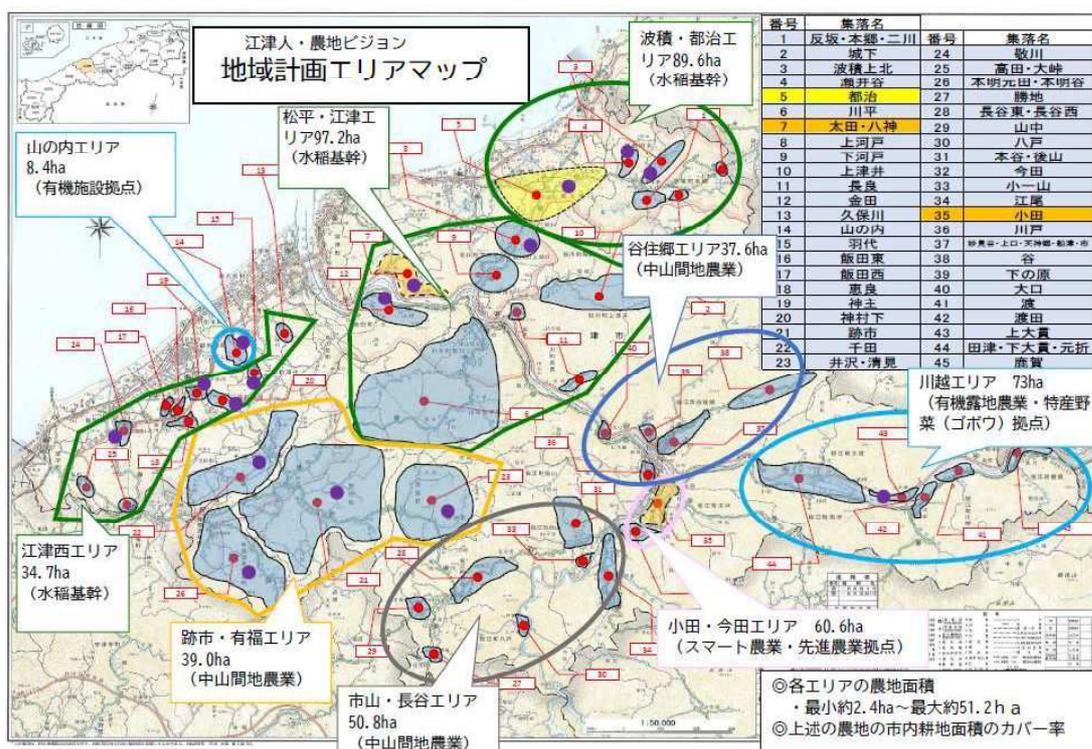
地域計画の概要

1. 策定日	令和6年7月1日(令和7年8月1日変更)
2. 地区数	9エリア
3. 対象農地面積	455ha
4. 地域内の農業を担う者	89人
5. 集積面積(担う者) ※概ね1ha以上の耕作者	251ha(55%)

3

2 江津市の地域計画について

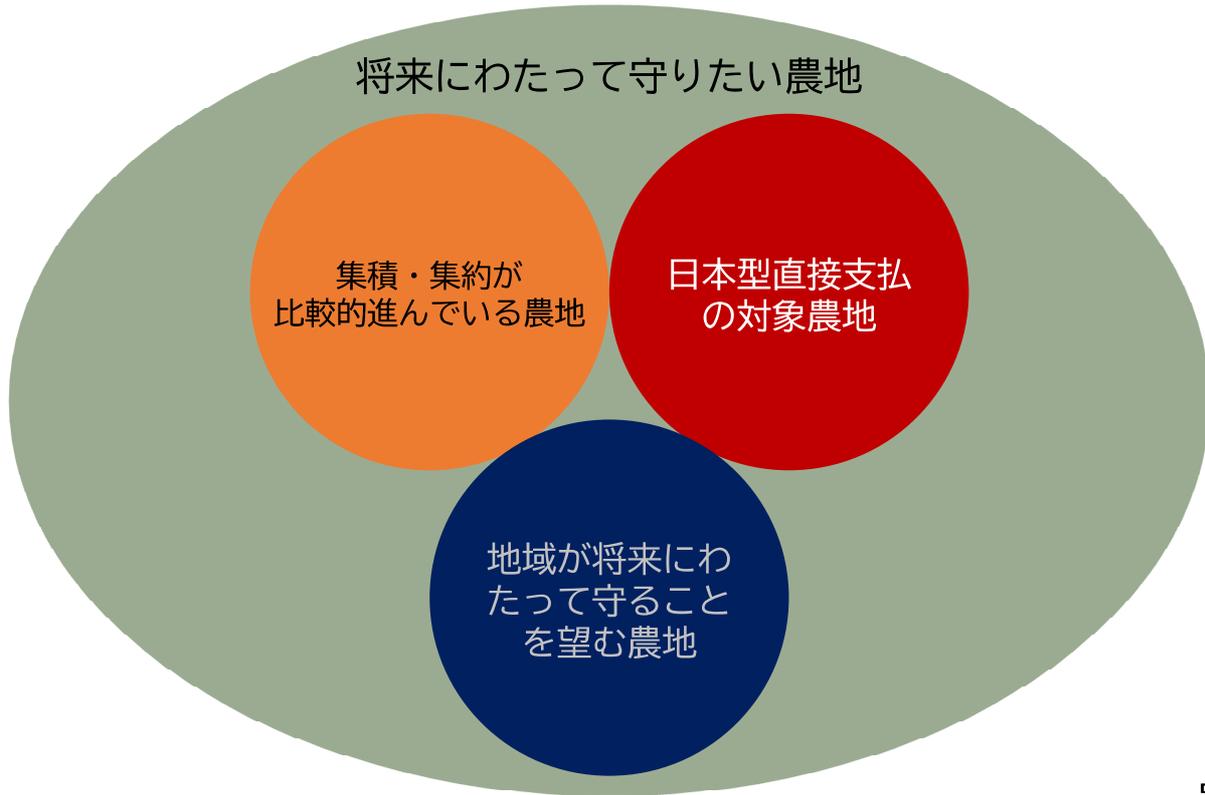
地域計画の策定地区(9エリア)



4

2 江津市の地域計画について

地域計画の対象農地



5

2 江津市の地域計画について

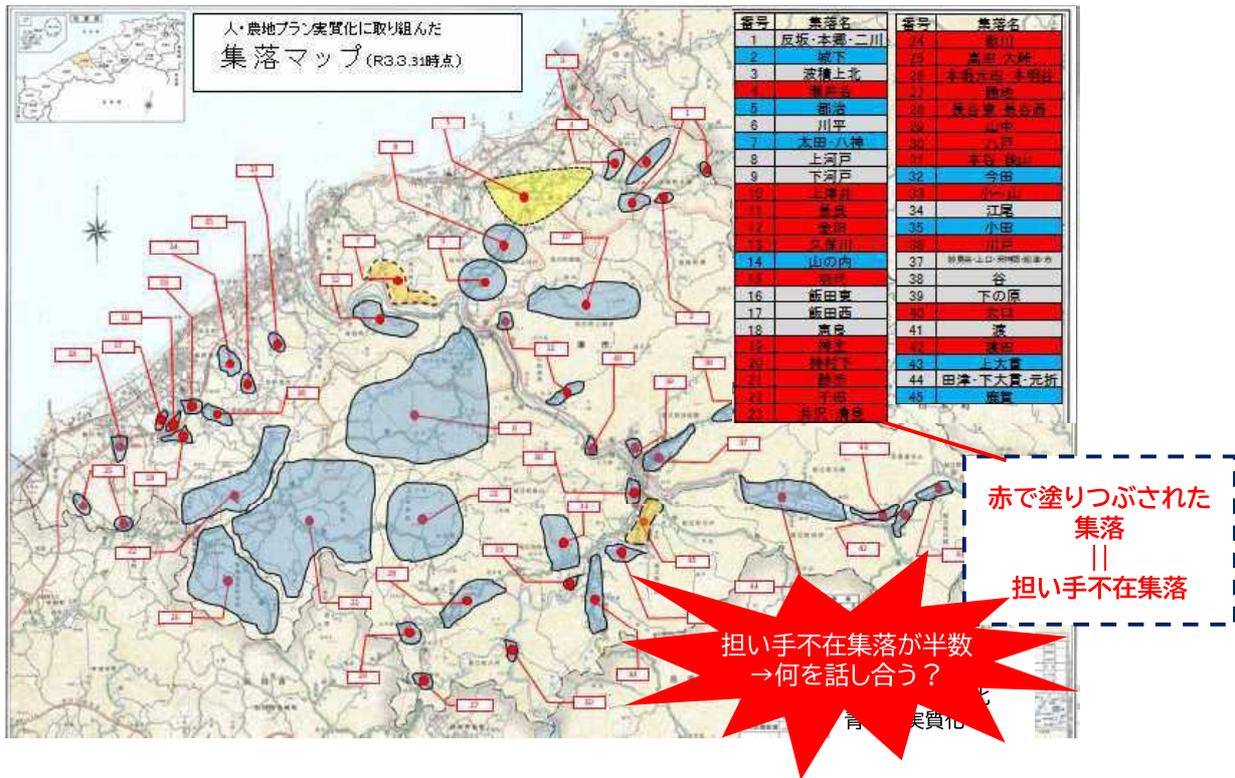
各エリアの現況

エリア名	対象農地面積(ha)				地域の農業を担う者数(人)				集積率 (担う者)	集積率 (担い手)
	ブルー ゾーン	グレー ゾーン	レッド ゾーン	合計	認定 農業者	認定新規 就農者	その他	合計		
川越	49.3	6.7	4.7	60.7	3(3)	0	4(1)	7(4)	54%	41%
谷住郷	11.5	11.6	12.9	36	3(3)	1	8	12(3)	44%	17%
小田・今田	59.4	0	0	59.4	3(2)	1	1	5(2)	96%	92%
市山・長谷	31.2	5.8	16.8	53.8	4(3)	0	9	13(3)	47%	15%
山の内	4.6	0	0	4.6	1	0	0	1	72%	72%
江津西	3	6.2	23.7	32.9	4(3)	2	4(1)	10(4)	30%	22%
松平・江津	50	15.5	31.4	96.9	4(3)	1	13	18(3)	58%	34%
波積・都治	70.4	4.6	2.3	77.3	6(6)	1	16	23(6)	63%	45%
跡市・有福	7.6	0	24.9	32.5	1	2	8	11	28%	9%
全域	287	50.4	116.7	454.1	18(12)	6	62(2)	86(12)	54%	38%

6

3 江津市版“人・農地利用ゾーニング”について

R1～R2に進めた「人・農地プラン」の集落マップ



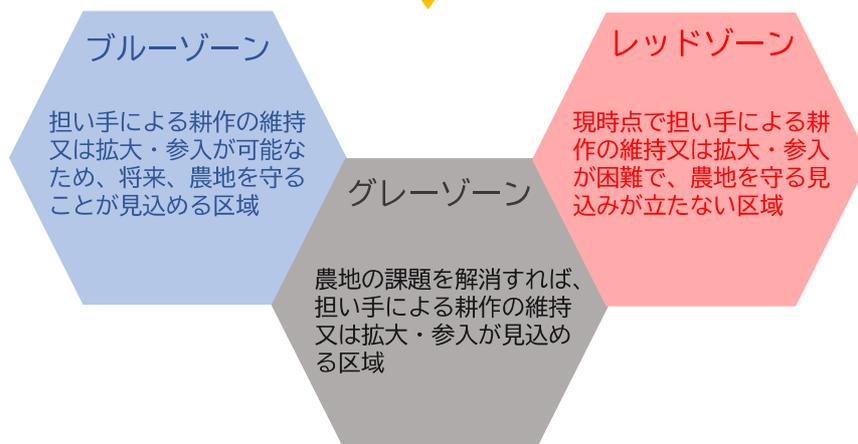
7

3 江津市版“人・農地利用ゾーニング”について

ゾーニングの考え方

農地を守るには、「地域内の農業を担う者」の意向が重要

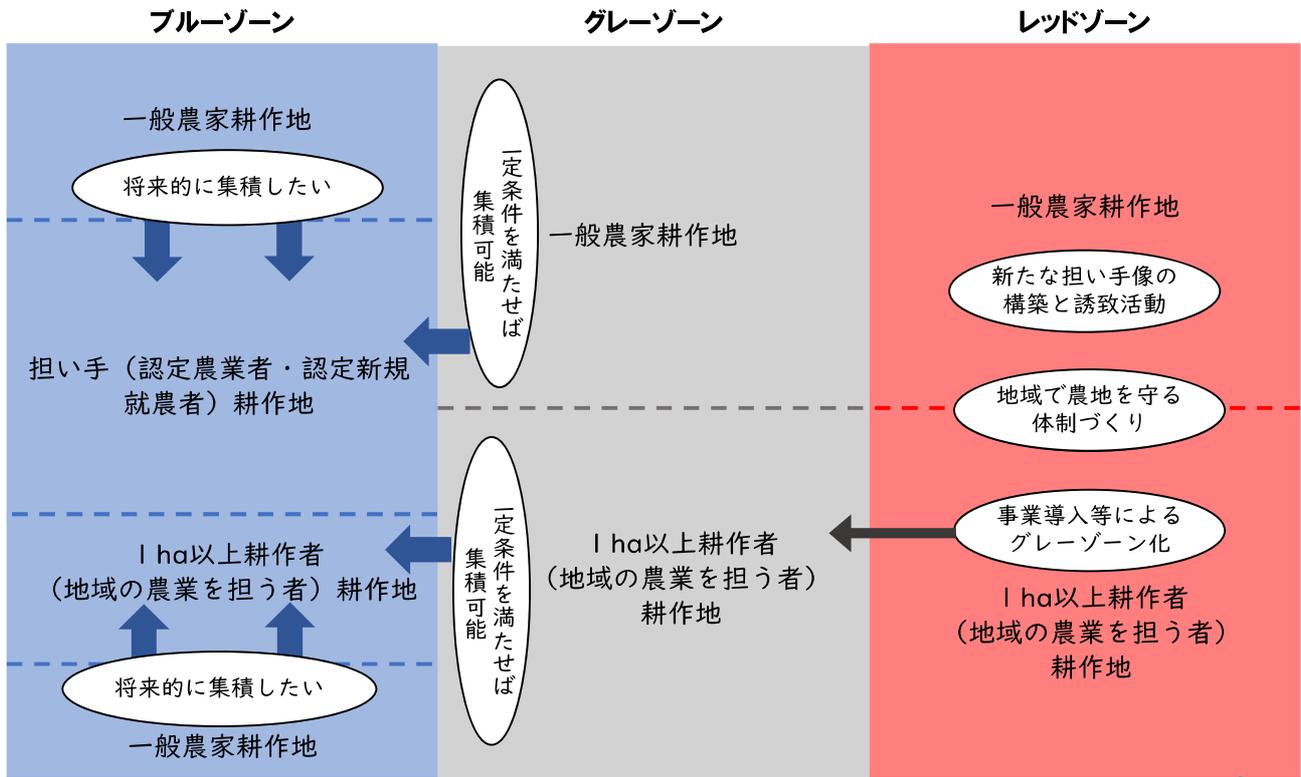
今後の集積意向が見える化したマップで地域と話し合いを！



8

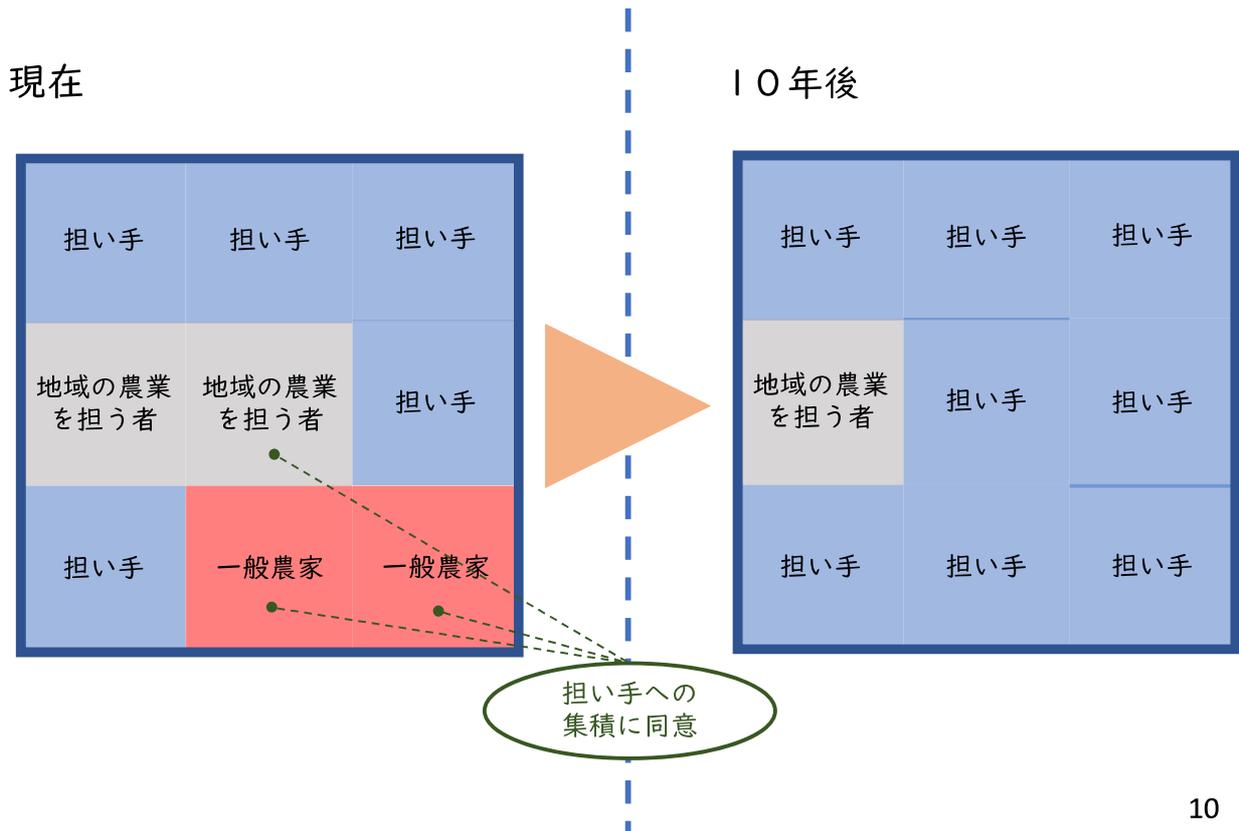
3 江津市版“人・農地利用ゾーニング”について

ゾーニングのイメージ(全体)



3 江津市版“人・農地利用ゾーニング”について

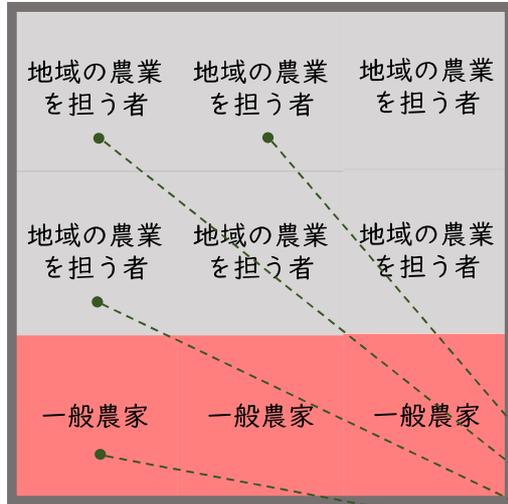
ゾーニングのイメージ(ブルーゾーン)



3 江津市版“人・農地利用ゾーニング”について

ゾーニングのイメージ(グレーゾーン)

現在



10年後



条件を満たして
担い手へ集積
(ブルーゾーン化)

11

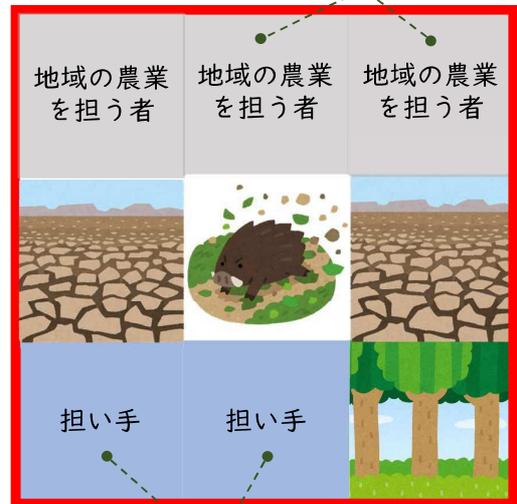
3 江津市版“人・農地利用ゾーニング”について

ゾーニングのイメージ(レッドゾーン)

現在



10年後



条件改善 & 新たな
担い手の誘致

12

3 江津市版“人・農地利用ゾーニング”について

農家向けにアンケートを実施

＜江津市の農業・農村を守る施策展開に関するアンケート調査＞

アンケート記入者の氏名をご記入ください。
 農家名氏名: (※氏名の記入は任意で結構です)

以下、アンケート項目です。10の項目についてご回答ください。
 ※アンケートは匿名で行われます。

5. 市の農業・農村を守る施策展開について

本市としては、令和3年度に設置したエリアビジョン会議における農業の抱い手の運用等を受けて、今後の地域における農地利用に関して、西エリアを下記のように大きく3種類に区分けし、各区別の状況に応じた施策展開を進めることが必要と考えています。

①各区域（ゾーン）の概要
 ブルーゾーン：抱い手や農家に耕作可能な農地を積極的に確保できる区域
 グリーンゾーン：抱い手が確保する農地条件の一部を満たす。現状では実施されない区域
 レッドゾーン：抱い手の確保する農地条件を満足させることができない区域

問1 本市では、抱い手が耕作中または将来的にも積極的に開拓できる区域（ブルーゾーン）の中で、さらに抱い手ごとに一定の区域別（ゾーニング）を行い、抱いた農地の耕作者を設定していくことにより、計画的な農業経営の発展が図れると考えていますが、どうお考えですか？（該当する回答欄に「O」を付けてください。）

必要である 必要ない わからない

問2 本市では、抱い手の契約条件の一部を満たさず、現状では実施されない区域（グリーンゾーン）をブルーゾーンに変えていくことにより、農地の確保の未然防止等が図られると考えていますが、抱い手の条件を改定する意向はありますか？（該当する回答欄に「O」を付けてください。）

意向はある 意向はない わからない

問3 問2で、「意向はある」と回答された方に伺います。どんな作業や協力ができますか？（該当する回答欄に「O」を付けてください。複数回答可）

<input type="checkbox"/> 説明の原簿	<input type="checkbox"/> 耕作の水管理
<input type="checkbox"/> 数回の連絡の発着	<input type="checkbox"/> 機械作業可能な農地条件改善等への負担
<input type="checkbox"/> 特定の抱い手を指名しない	<input type="checkbox"/> その他（ ）

問4 本市では、農業の抱い手が確保する農地条件を現在から将来にかけて満たすことができない区域（レッドゾーン）については、抱いた農業・農村の維持の観点から、該当ゾーンの中の耕作者が、今後も耕作を継続できるように支援していきたいと考えていますが、どのようにお考えですか？（該当する回答欄に「O」を付けてください。）

支援が必要 支援は必要ない わからない

問5 問4で、「支援が必要」と回答された方に伺います。どのような支援が必要ですか？（該当する回答欄に「O」を付けてください。複数回答可）

<input type="checkbox"/> 機械・施設等の導入経費への支援	<input type="checkbox"/> 日本型産地支払制度への上乗せ支援
<input type="checkbox"/> 経営改善に資する地元農協との連携	<input type="checkbox"/> 肥料、資材等の経費への支援
<input type="checkbox"/> 対象区域で一定の面積以上を耕作する者への支援制度（例：1ha以上）	<input type="checkbox"/> 機械・施設のリース制度
<input type="checkbox"/> 計画的な農地確保の支援（除却後の掘出し等）	<input type="checkbox"/> 高齢者対策の支援充実
<input type="checkbox"/> その他（ ）	

ふるさと支援センターめぐみのあり方について
 ふるさと支援センターめぐみは、抱いた農業の抱い手不足等を解決するため、平成10年に全期の耕作者の受入れを継続して設立され、現在は、延べ176ha（延耕作業）の受入れ作業を行っています。
 しかしながら、抱いた農業は年内に済ませるなど、結果的に農業経営の妨げとなっており、専社の将来的な農業経営の発展を考えた際には、一定の負担が必要となっています。

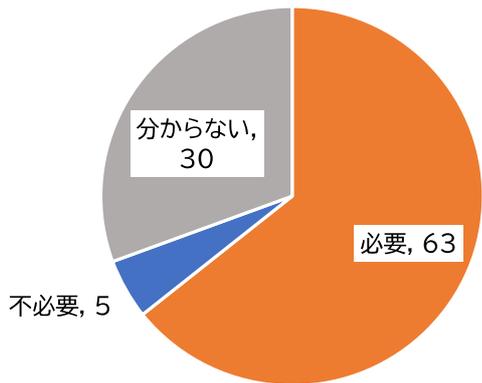
支援センターめぐみの作業内容の概要
 延耕作業（延耕） 250ha
 1日の作業時間 3.0~4.0ha
 機械運搬距離（乗車） 20km

3 江津市版“人・農地利用ゾーニング”について

アンケートの結果

Q1:ゾーニング施策の必要性

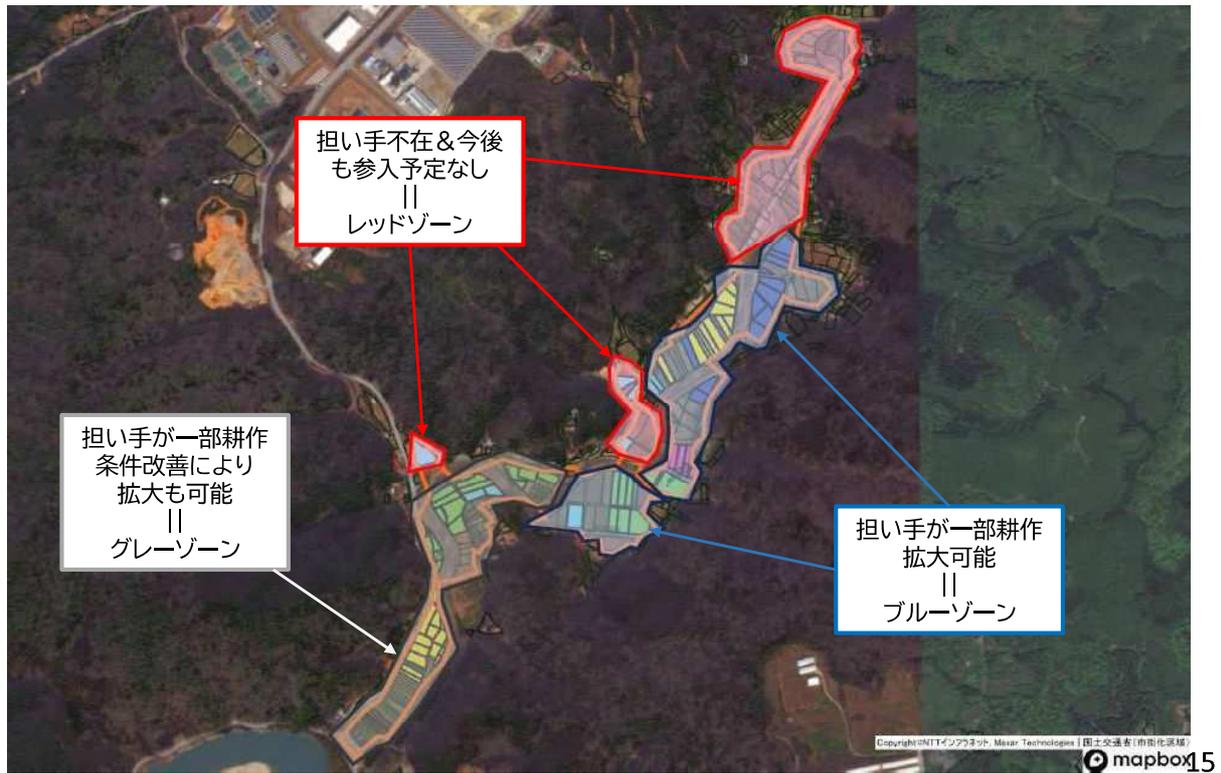
■ 必要 ■ 不必要 ■ 分からない



ゾーニングに一定の理解

3 江津市版“人・農地利用ゾーニング”について

ゾーニング例



3 江津市版“人・農地利用ゾーニング”について

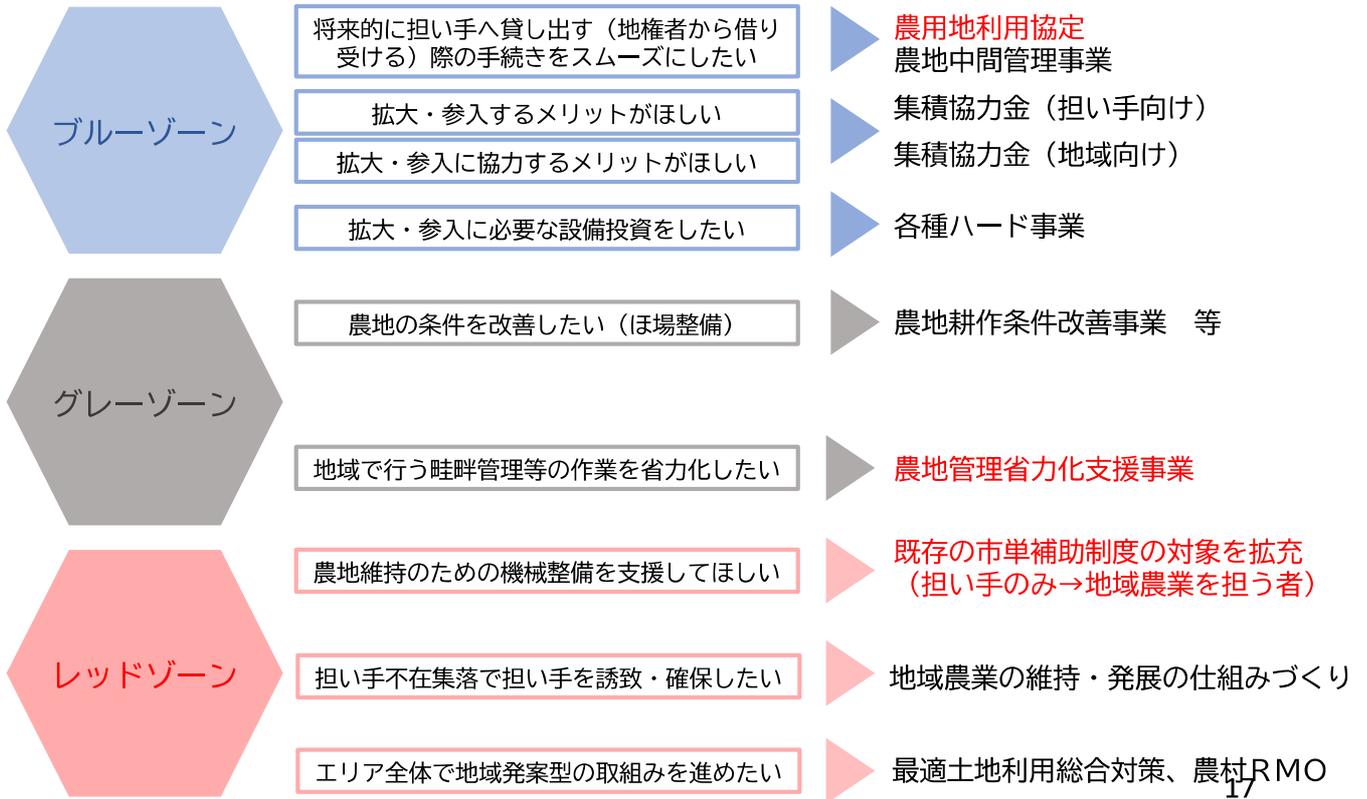
各ゾーンの施策方針

ブルーゾーン	グレーゾーン	レッドゾーン
<p>現在の農家による耕作が困難になった農地が、速やか・確実に担い手に移行される仕組みづくり</p> <p>※行政と担い手、地権者間で結ぶ農用地利用協定を導入</p>	<p>担い手が維持又は拡大・参入可能となる条件を満たすための集落・担い手間の調整及び支援</p> <p>※農用地利用協定の締結に向けた話し合いや補助事業の導入支援等</p>	<p>地域での維持・保全に向けた自発的取り組みの支援と新たな担い手の誘致に向けた検討</p> <p>※地域内での話し合いを通じた国交付金等の導入支援と独自補助の新設・拡大等</p>

3 江津市版“人・農地利用ゾーニング”について

各ゾーン毎で想定される支援策を整理

※赤字は市単独事業



4 地域計画の変更について

全体見直しの流れ



4 地域計画の変更について

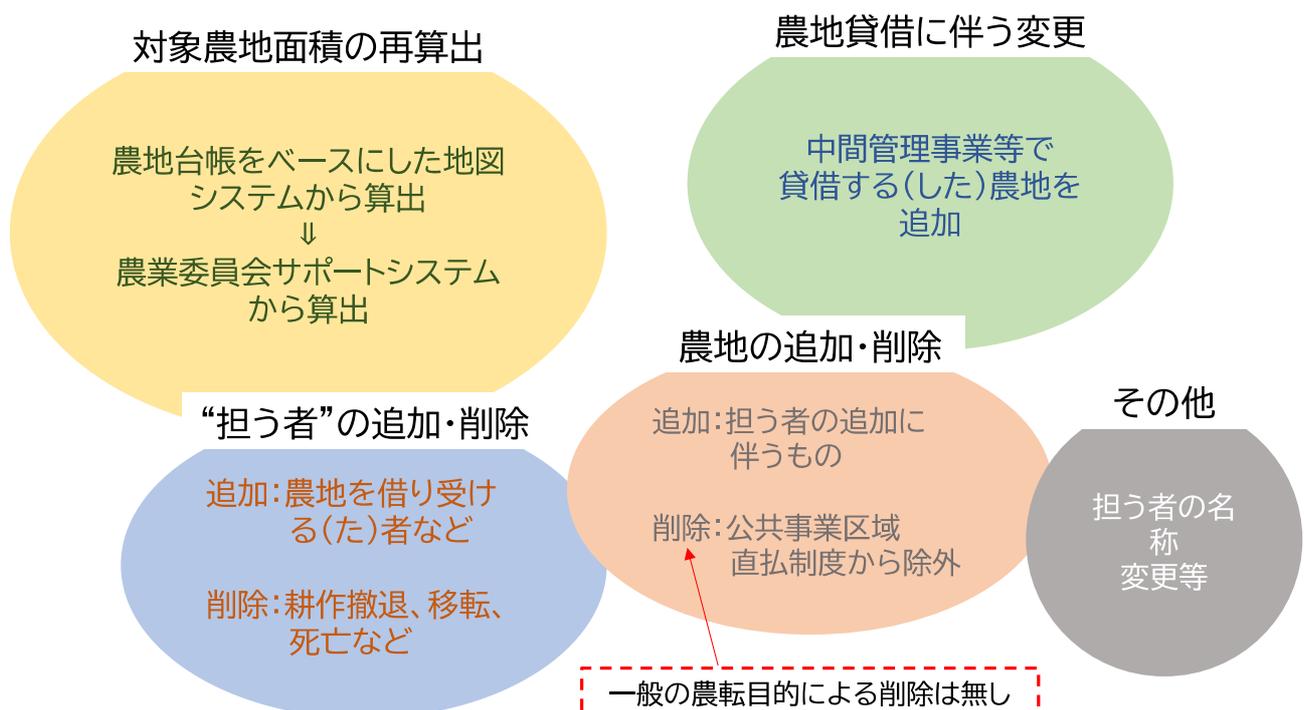
変更の概要

項目	現状	変更後	増減
エリア数	9	9	－
対象面積	432.2ha	455.4ha	23.2ha増
地域内の農業を担う者	74人	89人	15人増
現状集積率	53.8%	55.2%	1.4pt増
目標集積率	55%	56.6%	1.6pt増
ブルーゾーン農地面積	265.7ha	287.1ha	21.4ha増
グレーゾーン農地面積	49.7ha	50.5ha	0.8ha増
レッドゾーン農地面積	116.9ha	116.7ha	0.2ha減

19

4 地域計画の変更について

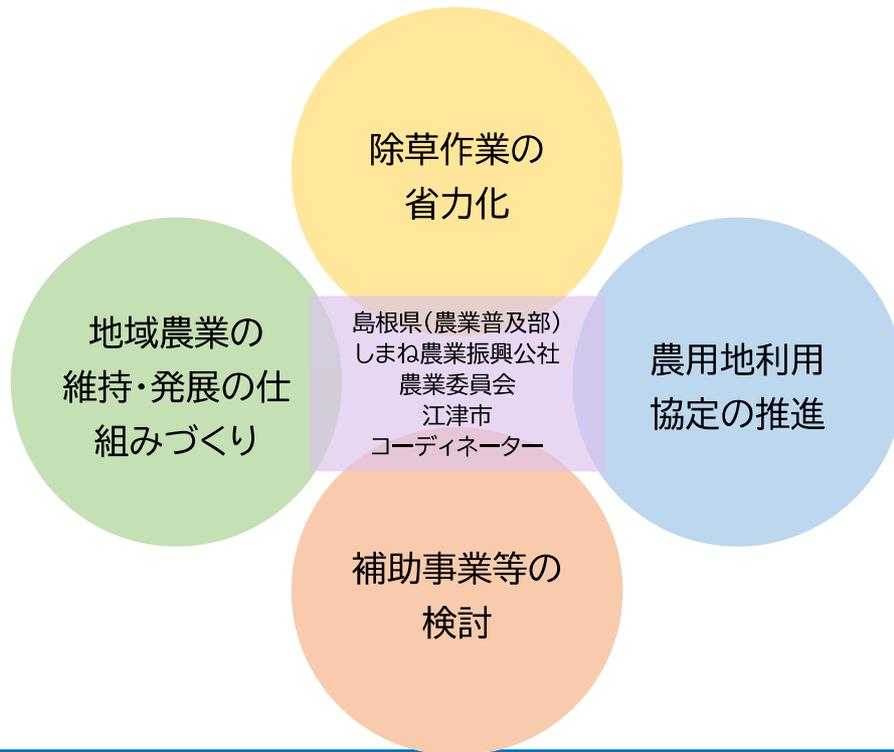
変更の主な要因



20

5 地域計画の推進体制について

地域計画施策推進研究会

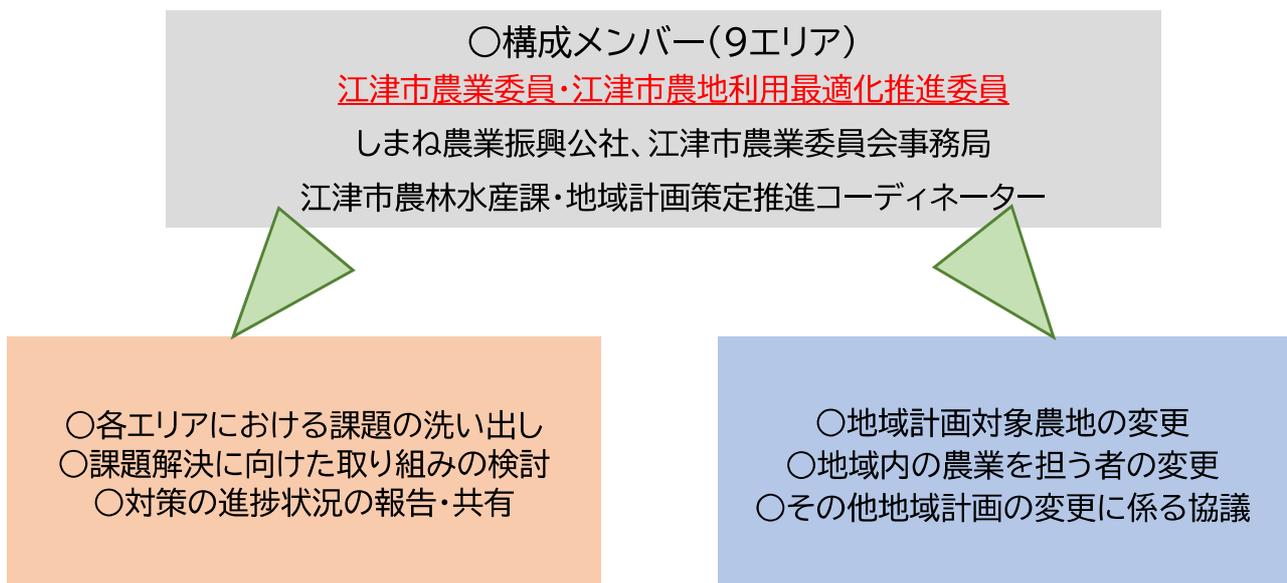


概ね月1回(全9回)実施 →R7年度より2月に1回実施

23

5 地域計画の推進体制について

地域計画エリア別会議



24

5 地域計画の推進体制について

人・農地ビジョン会議(協議の場)

開催時期	年1回（策定時10～12月 変更時4月）
場所	各地区内(9エリア)のコミュニティセンター
参集範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・農業を担う者 (認定農業者、認定新規就農者、概ね1ha以上の農業者等) ・エリア内の人・農地プラン作成集落の農業者 ・日本型直接支払制度取組組織 (中山間直払、多面機能支払) ・県、JA、NOSAI、土地改良区 ・まちづくり協議会会長、市議会議員 ・水稻生産者 ・地域計画推進チーム会議構成員 (江津市・農業委員会・しまね農業振興公社)

25

5 地域計画の推進体制について

人・農地ビジョン会議 第1回の様子

R5.10.18(水)谷住郷エリア



茶畑と露地野菜が混在。将来に解消が必要！

R5.10.24(火)小田・今田エリア



既存の担い手と新たな担い手の受入れのルールづくりが必要では…

R5.11.1(水)山の内エリア



市のオーガニック拠点に(人材確保・施設整備必要)！

R5.11.8(水)江津西エリア



守りたい農地が不足している、外した理由を示せ！

26

5 地域計画の推進施策について

地域計画を推進する施策の4本柱

圃場整備計画の推進

除草管理省力化体制の構築

地域と担い手による協力関係の強化

各種事業の活用・推進

29

5 地域計画の推進施策について

4本柱の具体的な取り組み内容

圃場整備計画の推進

- ・松川町市村地区・・・工事完了後の各種手続き、目標達成に向けた取り組み
- ・桜江町江尾地区・・・令和9年度事業採択に向けた営農計画の作成
- ・波積町本郷地区など・・・新たな担い手への集積を契機とした検討の開始

除草管理省力化体制の構築

- ・市がレンタルする除草機械の導入・・・最適土地利用総合対策を活用
- ・センチピードグラスの導入拡大・・・最適土地利用総合対策を活用
- ・草刈隊の実証事業・・・福祉分野との連携等によるサービス提供を実証
- ・地域の特性を生かした取り組み・・・草刈イベント、羊の放牧など

30

5 地域計画の推進施策について

4本柱の具体的な取り組み内容

地域と担い手による協力関係の強化

- ・農用地利用協定の締結推進・・・ブルーゾーンをターゲットに数力所で検討
- ・担い手間の経営農地検討会の実施・・・より効率的な農用地利用の実現
- ・地域資源管理団体の検討・・・地域による担い手への協力体制の在り方検討
- ・地域が望む担い手像の検討・・・新規就農希望者向けパッケージづくり
市外農業法人の誘致

各種事業の活用・推進

- ・最適土地利用総合対策・・・地域計画単位での土地利用構想の作成
- ・地域農業の維持・発展の仕組みづくり・・・地域ビジョン作成や機械整備の支援
- ・市単独事業の導入支援・・・対象の拡大や県事業への上乗せを実施

31

5 地域計画の推進施策について

取り組みの事例(令和7年10月 農林水産省「地域計画の実現に向けた取組の事例集」)

島根県江津市全域

企業

若手

行政

実現に向け、地域外から法人を誘致

取組のポイント

- 中山間地域の特徴を生かした法人の誘致。
- 法人誘致に向け、地域では事前に法人と実証的な取組を重ね、連携協定を締結。

きっかけ

- ① 中山間地域に位置する同市は、従来から有機農業を積極的に推進してきた。今後の推進は、有機米の栽培面積拡大を課題とし、有機水稲生産者の確保を模索。
- ② 一方、地域の深刻な高齢化と担い手不足を懸念し、県が企業誘致オンラインセミナーを開催したところ、参加した他県の三大都市圏の農業法人の若手代表者が市の地域農業者との話し合いや有機農業の取組に関心を持ったことをきっかけに、同法人の誘致を検討。

連携に向けた取組

- ① 市は、同法人の同市への視察を企画し、市内農業者との意見交換を開催。その際に、面会した市内集落営農法人は、同法人を経営継承先として、協議を開始。話し合いが進む中で、令和6年には、同法人が中山間地で推奨する有機米の実証に着手。
- ② 実証の結果や話し合いを経て、同法人への経営継承及び連携した有機米栽培が必要と結論。市は、地域計画の実現に向け法人との連携が不可欠と考え、協定を提案。

取組の結果・今後

- ① 法人としても、安定して有機米のさらなる規模拡大が見込めること、さらに、地元の集落営農法人を完全子会社化して事業を承継することにより、安定した有機米の生産と経営が実現。
- ② 加えて、市との連携強化に向け、「地域活性化起業人制度」を活用し、地域の話し合いの継続や地元との調整、有機米栽培等の勉強会の開催などを目指す。



実証栽培の様子



連携協定締結の様子

14

32

5 地域計画の推進施策について

取り組みの事例(令和7年10月 農林水産省「地域計画の実現に向けた取組の事例集」)

島根県江津市市山・長谷地区

行政 まちづくり

市が主導して地域で協定を締結し、次世代への農地継承を担保

取組のポイント

- 将来にかけて守りたい農地を明確化するため、ゾーニングを実施。
- ブルーゾーン農地における協定締結により、次世代への農地継承を担保。



きっかけ

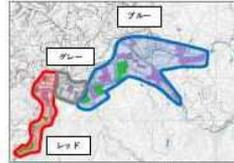
- ① 同市では、将来にかけて守りたい農地を明確化すべく、地形や圃場の管理条件及び担い手の意向を踏まえて「人・農地利用ゾーニング」を作成し、ブルー（担い手が将来にかけて耕作）、グレー（基盤整備等により課題を解決することでブルー化）、レッド（担い手の参入は困難）の3ゾーンを設定。地域計画の策定においては、ゾーニングと耕作者の意向を踏まえ、目標地図を作成。
- ② 一方で、地域計画の実現には、ブルーゾーン農地の維持が必要不可欠であるが、ブルーゾーン農地であっても、耕作者の高齢化や病気等不測の事態により遊休化する懸念があり、市として危機感。

協定に向けた取組

- ① 市は、ブルーゾーン農地耕作者の不測の事態等に備え、地域計画の「農業を担う者」が継続して耕作することを明文化した「農用地利用協定」を締結することを提案。
- ② 地元は、圃場整備完了後の耕作者確保の必要性から明文化に前向きな反応。合意形成に向け、入作者を含めて時間をかけて丁寧に協議し、1筆ごと将来の耕作者を決定。

協定締結の結果・今後

- ① 協定を締結したことで農地継承が担保。地元から「何かあっても耕作が継続されるため、安心」との声。今後施行される基盤整備事業も併せ、実現に向けた取組が着実に進捗。
- ② 市としては、今後、市内の他地区において取組を横展開していく予定。



ゾーニングの様子



協定の地図 (左:現状、右:将来)
(担う者が受託する農地(費)が増え、白地農地が解消)

15

33

5 今後の課題について

地域計画により発現・増大した課題

カバーが必要な
範囲の広さ

利用権設定が
困難な農地貸借
への対応

独立した予算が
無い

地域計画への
関心不足

絶対的なマンパワーの不足

事務作業はなるべくスリム化し、シンプルに！！
地域計画の根幹は担い手と地域の意欲を引き上げること
優先順位をつけ、ひとつずつ課題に対応することに重点を置く！！³⁴

5 今後の課題について

事務処理の効率化と関係機関との連携強化

江津市が取り組む(みたい)こと

- 中間管理事業に係る事務の簡素化……………
- 地域計画外の農地貸借の手続き簡略化……………
- 地域計画除外(変更)の手続き簡略化……
- 市だけでサポートしきれない課題の解決支援……
- 地域との話し合いのスムーズな進行……………
- 地域計画に基づき貸借された農地の税免除……
- 農林系ハード部門との一体的な活動……………

関係機関の役割(期待)

農業委員会
耕作者・地権者との
交渉・事務支援

中間管理機構
共有者同意の手続き
簡素化

農業委員会
特定農作業受委託の
積極的な活用

国
変更マニュアルの改訂

県
普及部による
地域サポートの充実

農業委員会
地域課題の把握と話し合
い進行支援

国
固定資産税全額免除の
制度検討

市役所内部
税務部署と協議

市役所内部
技師の配置・増員

35

6 最後に

地域計画の策定義務化により、行政・農業委員会・中間管理機構はもとより、関係機関の業務量が増えました。

しかし「作って終わり」では、農家の方々も含め、ただ皆がしんどいだけの仕事となってしまいます。

せっかく作ったものを、実のあるものにするために、国、県に加えさまざまな自治体と協力関係を築き、互いに力を合わせていきましょう！！

ご清聴くださり、ありがとうございました！

令和7年度 山形県地域計画実現促進セミナー

地域の状況に応じた 農地の集積・集約化の取組み ～人・農地プラン、地域計画の取組として～



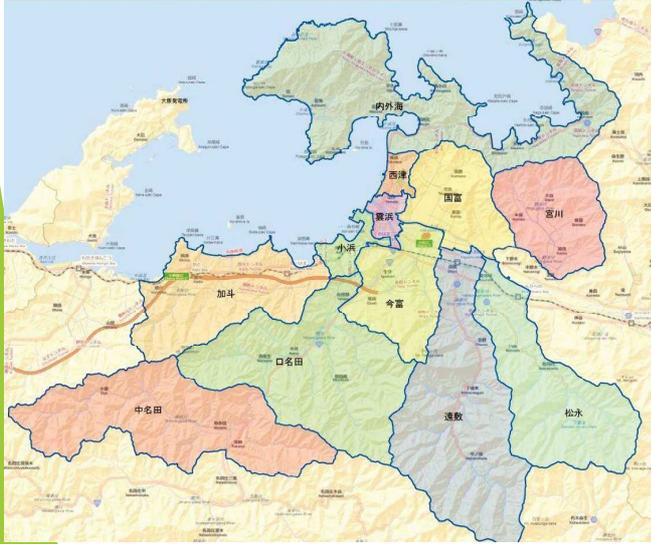
福井県 小浜市 経済産業部 農林水産課
農業振興・担い手育成グループ
課長補佐 奥村 直己

はじめに

- ▶ 小浜市の農業について
- ▶ (平成27年,29年) 農業者アンケート
- ▶ (令和元年-2年) 人・農地プランの話合い
(令和5年-6年) 地域計画の話合い
- ▶ 地域の状況に応じた集積・集約の取組み
- ▶ 2階建て方式と地域資源管理組織
- ▶ 今後の農業に向けて

小浜市の概要

- 人口：27,193人（令和8年1月1日現在）
- 面積：233.11 km²
（うち森林面積183.58 km²。森林8割）
- 福井県南西部、若狭地域のほぼ中央に位置 みけづくに
- かつては朝廷に塩や海産物を献上していた「御食国」で、
- 京都へとつながる「鯖街道」の起点。そのような歴史を背景に「食のまちづくり」を推進。
- 耕地面積 1,410ha（北陸農政局統計数値より）



地区名	特徴
小浜・雲浜・西津	市街地（農地少ない）
内外海	漁村（農地少ない）
口名田 中名田 加斗	中山間地 土地改良が進んでおらず、市内遊休農地の約7割がこの地区に集中
今富、遠敷	ほぼ平野 10～30aの土地改良済み 一部では市街地化が進む
国富	ほぼ平野で30aの土地改良済み
宮川 松永	平野と山村 30a～2haの土地改良済み（宮川はH18、松永はH21に基盤整備事業完了） 担い手への農地集積率は7割超 P.3

小浜市の概要



【上空からみた小浜市】

小浜市の概要

食の みち

鯖街道

日本海にのぞみ、豊富な食材に恵まれた小浜は、古代から京の食文化を支えてきました。近年「鯖街道」と呼ばれる小浜と都をつなぐ街道は、様々な物資や人、文化を運ぶ交流の道として日本遺産第1号に認定されました。



鯖街道 針姫峠 古代、若狭国府が置かれた湯敷の里から、針姫峠を越えて朽木を經由し、京極野馬に方向針姫峠の道は、険しい道のりではあるが若狭と京都を結ぶ重要ルートとして歴々に利用されてきました。



鯖街道起点 鯖街道起点のいづみ町商店街には、歴史を伝える屋敷、食堂が並び屋敷のよい声があります。



若狭産物生産日本一 匠が何度も繰り返した漆を磨いて生み出す若狭産物は伝統の技の美しさ。



京は遠ても十八里 一塩した鯖を背負い峠を越え、京へ着く前には程よい塩加減となり「若狭もの」と重宝されてきました。

ふるさと茶屋 清右衛門 湯敷戸波街道の町並みの中に、古い商家が「いっぶく」処となっています。

御食国

若狭は奈良時代以前から、海産物や塩などを朝廷に納めていた御食国のひとつ。伊勢、志摩、淡路とともに、豊かで組織的な高級の食材を献上してきました。新鮮なものと高みられる車味し、舟を味わいに果せられんか。



小浜産水揚げ リアス式海岸の若狭湾は天然の良港に恵まれ、多くの魚種が様々な漁法で収穫されています。



鯖寿司 鯖街道を渡った文化の交流により、京都の鯖寿司が生産地で磨かれた名産です。



若狭くじ(甘鯛) 昔より若狭もの甘鯛は最高級食材として京料理で珍重されてきました。若狭焼きや長布、高し物、高が野など焼かれます。



小鯛のさき漬け 小鯛を薄塩し酢に漬け、酢の薬を添えた名産品です。



鯖のへしこ 塩と酢で漬け込んで作る若狭の伝統的な保存食。



若狭かれい 淡白な白身と甘さから「甘かれい」とも呼ばれる若狭かれいは毎年、皇宮に献上される逸品です。

小浜市の概要



かんにゃ (つなぐ棚田遺産認定 小浜市田島)



休耕田のひまわり畑 (小浜市宮川)



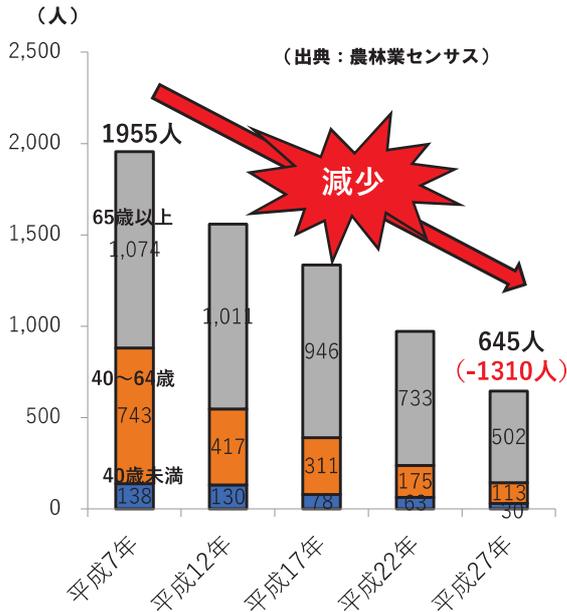
コウノトリが園場に飛来 (小浜市国富)



コウノトリの巣 (小浜市国富)

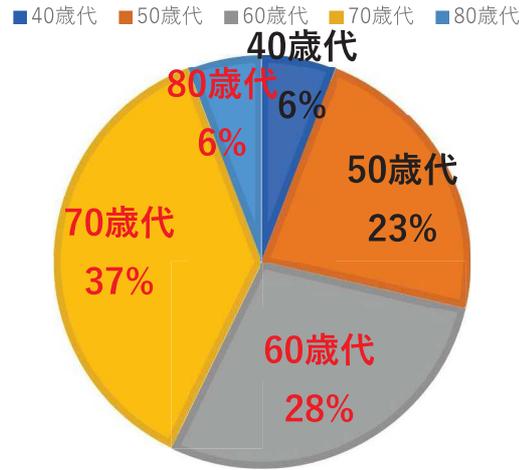
小浜市の農業の状況①

年齢別農業就業人口の推移



農業者の高齢化が進む中、担い手（認定農業者）の高齢化も進んでおり、60歳以上が全体の7割以上を占めている。 今後は担い手の後継者の確保が課題。

認定農業者（個人）の年齢分布



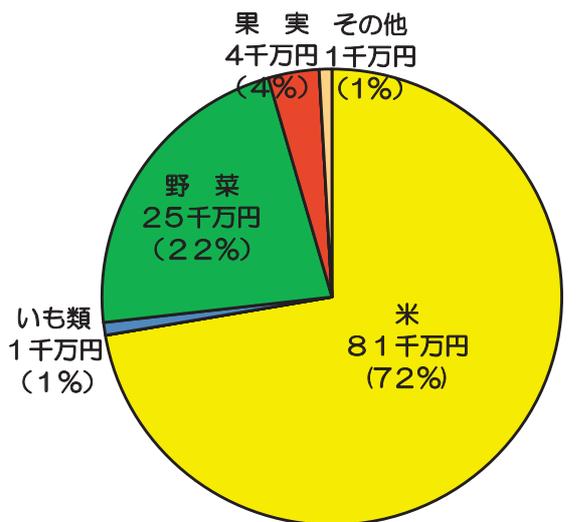
40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	合計
2名	8名	10名	13名	2名	35名

高齢化が進んでおり、平成27年度の農業就業人口に占める65歳以上の割合は75%を超えている。

P.7

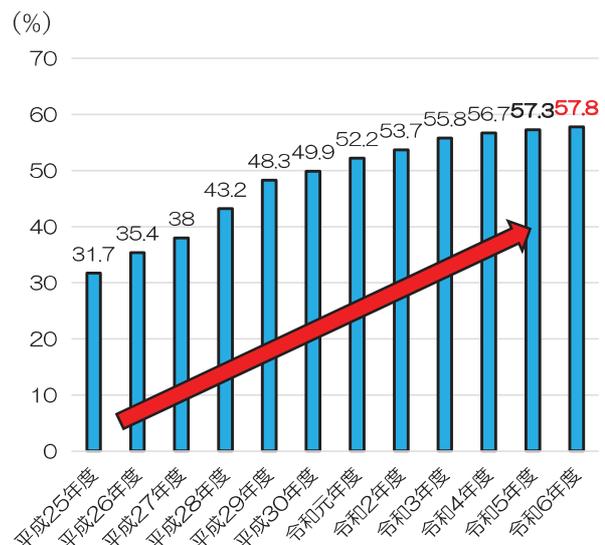
小浜市の農業

農業生産額(R5)



基幹作物は米（水田率90%以上）であり、令和5年における農業産出額約11億2千万円のうち約7割を米が占める。

担い手への農地集積



人・農地プランや地域計画の話合いの具体的な行動として農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手が離農者の農地の受け皿となることで、農地の集積化を推進。

P.8

小浜市の農業

特産野菜・くだもの(R2)

区分	品目	JA出荷量 (トン)
野菜	ミディトマト	91.7
	青ネギ	55.6
	キャベツ	51.4
	ミニトマト	41.5
	白ネギ	37.2
	タマネギ	35.6
	一寸ソラマメ	3.2
	夏秋ナス	0.2
くだもの	ウメ	55.6
	イチジク	5.2
	ブドウ	4

遊休農地の推移



平成23年から平成25年にかけて減少したが、それ以降微増しつつあり、現在市の耕地面積の約5%を占めている。

小浜市の農業の状況③

遊休農地の分布状況

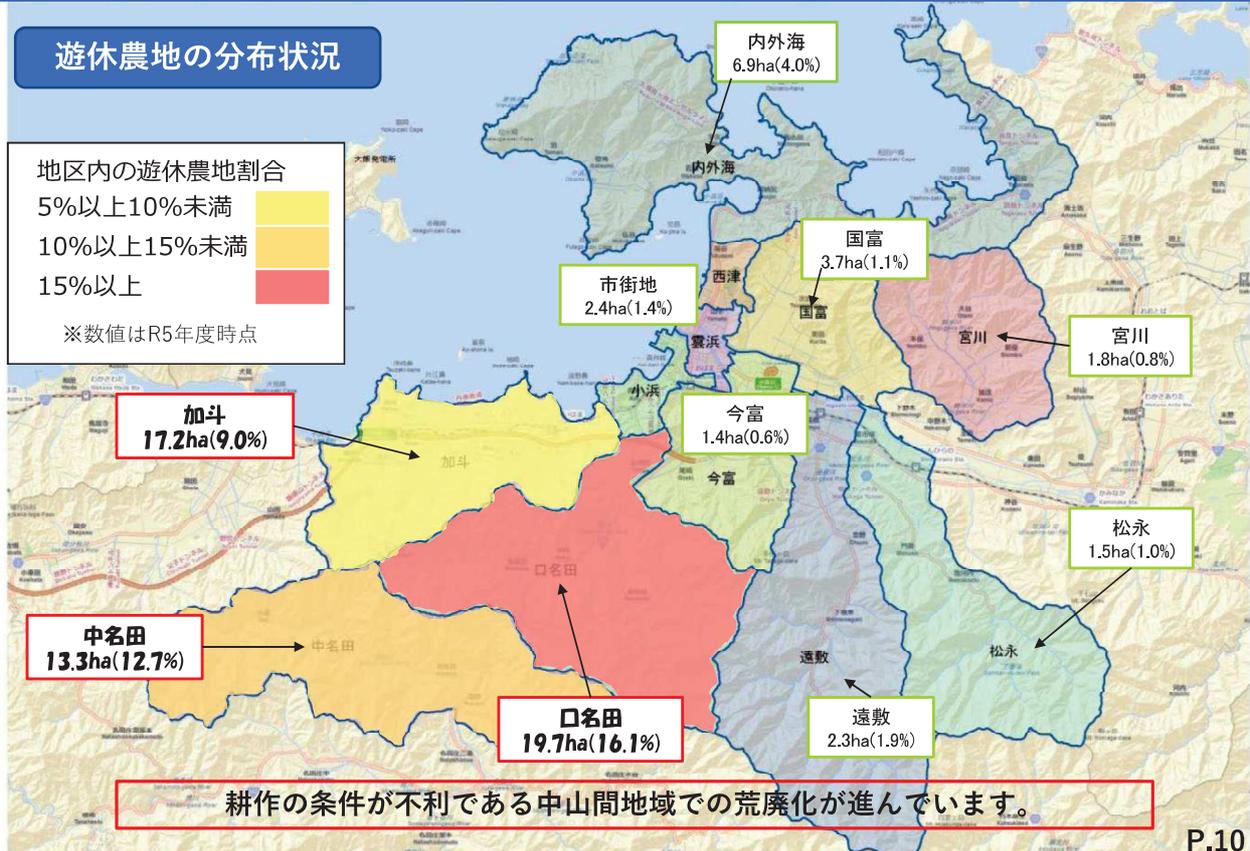
地区内の遊休農地割合

5%以上10%未満

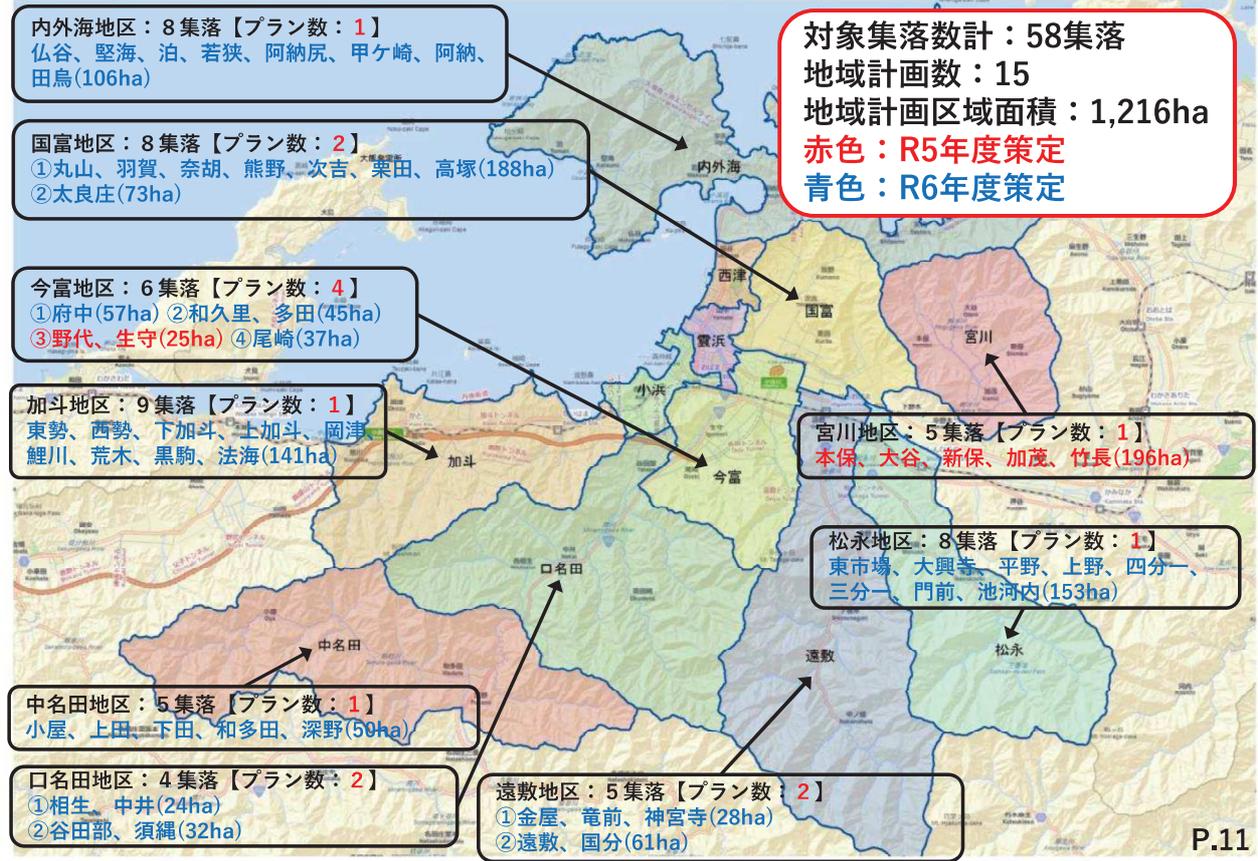
10%以上15%未満

15%以上

※数値はR5年度時点



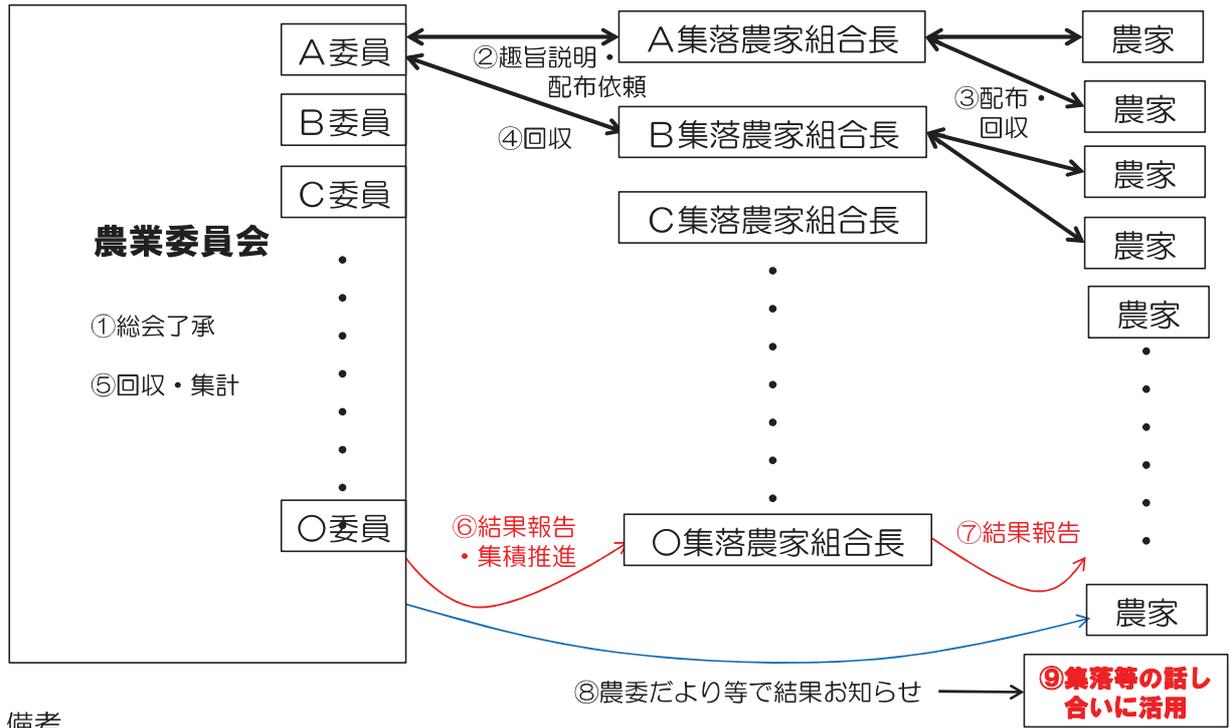
小浜市における地域計画（人・農地プラン）



今後の地域計画の取り組みについて（課題と方向性）



農家組合を活用したアンケートの流れ



備考

- 平成27年、29年と2回実施。
- 平成27年は農家1軒につき1名がアンケートに回答。29年は1軒につき3名まで回答。(配偶者や後継者の意見は、世帯主の意見と必ずしも一致しないことが判明)
- 29年の際は、農業委員・農地利用最適化推進委員が趣旨説明・配布・回収(上図参照)

P.13

アンケートの例

平成27年版

今後の農業に関するアンケート

小浜市農業委員会

◆あなたの農業のこと、地域のことについてお聞きします。

住所							
氏名							
経営の種類 平成27年度	経営面積を記入してください。 経営をされていない場合は貸付地(全作業委託含む)のみを記入してください。						
		水稲	麦	大豆	自己保全・休耕	その他()	その他()
	所有地	a	a	a	a	a	a
	借入地(全作業委託含む)	a	a	a	a	a	a
	貸付地(全作業委託含む)	a	a	a	a	a	
貸付地(全作業委託含む)がある場合、貸付先()							
所有している農業用機械	トラクター	馬力	台	田植機(直播機)	条植	台	
	コンバイン	条刈	台				

Q1 あなたの自身の経営を今後どうしていくお考えですか。

- 【Q1-1 経営農地に対する考え方】
- ① 農地の「受け手」になり規模を拡大していく
 - ② 現状維持
 - ③ 農地は出して(貸し付けて)いないが、今後「出し手」になる
→ 誰に出すか()
 - ④ 農地の一部をすでに出して、さらに「出し手」として規模を縮小していく
→ 誰に出しているか()
 - ⑤ 農地の全てをすでに出している
→ 誰に出しているか()

平成29年は世帯の様々な立場からの意見を調査

今後の農業に関するアンケート 小浜市農業委員会

はじめに>

このアンケートでは世帯の皆さんの考えをお聞きます。代表者や配偶者、ご子息の方などを3名程度の回答をお願いします。(3名未満の世帯の場合は1~2名の回答をお願いします。)

集落名			
代表者名	代表者との続柄	本人	年齢
氏名	代表者との続柄	年齢	
氏名	代表者との続柄	年齢	

- ① 耕作している(一部貸し付けている場合も含む)
- ② 耕作していないが、草刈り等の維持管理はしている
- ③ 耕作しておらず、耕作放棄地となっている
- ④ 他の農業者に全ての農地を貸し付け、耕作してもらっている(自分で耕作しておらず、維持管理もしていない場合) ⇒ Q3へお進みください
- ⑤ その他()

Q2-2 Q2-1で①・②・③と回答された方にお尋ねします。あなたの今後の農業経営についてお教えてください。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① このまま現状維持で耕作を続けたい
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 農地の受け手となって規模を拡大していきたい
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③ 自家消費分だけ耕作し、残りは他の農業者に貸し付けたい
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④ 全て他の農業者に貸し付けたい
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤ 耕作するつもりがなく、他の農業者にも貸し付けたくない
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥ その他()

P.14

アンケート結果で明らかになった 機械経費の差

- 集積が進んでいる地区（農振面積：21ha）

機械名	平均能力	台数	価格（千円）
トラクタ	25.2馬力	5	13,405
田植機	4.0条植	2	3,142
コンバイン	2.0条刈	1	2,557
計		8	19,104

機械経費
91万円/ha

↓
今後、機械を更新し続ければ、約10年（※）ごとに、約1.9千万円がかかる。
（※機械の耐用年数は7年）

- 集積が進んでいない地区（農振面積：37ha）

機械名	平均能力	台数	価格（千円）
トラクタ	24.8馬力	29	76,792
田植機	4.6条植	28	45,871
コンバイン	2.5条刈	17	56,899
合計		74	179,562

機械経費
483万円/ha

↓
今後、機械を更新し続ければ、約10年（※）ごとに、約1億8千万円がかかる。
（※機械の耐用年数は7年）

※アンケートで把握した機械の規模別の所有状況を基に、全て新品で購入した場合の額を試算。農業機械の価格は統計を基に設定。

P.15

地域での話し合いの状況

話し合い当日の流れ

- ①担当者がアンケート結果を元に集落ごとの話し合い資料作成（～16時）
- ②課員総出で資料印刷、封筒入れ（16時～18時）
- ③集会所に担当農業委員・推進委員と集合し、集落の農家と話し合いを開始（19時～21時）（農業委員・推進委員：司会進行、市担当者：資料説明）

地域での話し合い(人・農地プラン:令和元年度)※地権者中心の話し合い

これまで、農業委員及び農地利用最適化推進委員が地元調整を行い、各地域での話し合いを計20回実施。このほかにも、各地域で行われる個別の話し合いにも参加。

地域での話し合い(人・農地プラン:令和2年度)※コロナ禍でも状況を見ながら実施

令和2年度も地域での話し合いを年間計20回以上実施。このほか各地域で行われる個別の話し合いにも参加

地域での話し合い(令和5年～6年度)※担い手中心の話し合い

担い手を中心に話し合いを実施。R元～R2年度で行った話し合いが土台となり、少ない回数（R元～R2年度の半分程度）で実施。

P.16

農業の方向性や集積に向けた地域での話し合いの状況

話し合いの仕掛け役、コーディネーターとしての農業委員会

小浜市では、農業委員、農地利用最適化推進委員が連携して各地域に足を運び、「人・農地プラン」の作成を通じて、5～10年先の農業の方向性や農地集積について地域の話し合いをコーディネート。

これまで行った地域での話し合い（令和元年度）

これまで、農業委員及び農地利用最適化推進委員が地元調整を行い、各地域での話し合いを計20回実施。このほかにも、各地域で行われる個別の話し合いにも参加。

1. 令和元年 6月 4日（火） 国富地区（農林水産省経営局経営政策課及び北陸農政局経営事業支援部参加）
2. 令和元年 6月27日（木） 国富地区（農家組合長との打合せ）
3. 令和元年 7月 1日（月） 国富地区（小浜国富土地改良区との打合せ）
4. 令和元年 7月17日（水） 農業委員及び農地利用最適化推進委員への説明
5. 令和元年 7月24日（水） 羽賀区
6. 令和元年 7月29日（月） 熊野区
7. 令和元年 8月 5日（月） 上竹原区
8. 令和元年 8月 7日（水） 野代区
9. 令和元年 8月 8日（木） 尾崎区
10. 令和元年 9月 3日（火） 中名田地区
11. 令和元年10月21日（月） 和久里区
12. 令和元年10月24日（木） 府中区
13. 令和元年11月18日（月） 栗田区
14. 令和元年11月19日（火） 加斗地区
15. 令和元年12月13日（金） 今富地区（担い手を対象）
16. 令和元年12月16日（月） 次吉区
17. 令和元年12月19日（木） 金屋区、竜前区、神宮寺区、忠野区
18. 令和元年12月21日（土） 上竹原区（2回目）
19. 令和 2年 1月24日（金） 奈胡地区
20. 令和 2年 1月27日（月） 鯉川地区

P.17

農業の方向性や集積に向けた地域での話し合いの状況

地域での話し合い（令和2年度）※コロナ禍でも状況を見ながら実施

令和2年度も地域での話し合いを年間計20回以上実施。このほか各地域で行われる個別の話し合いにも参加。

1. 令和 2年 6月18日（木） 遠敷地区（於市役所 農業委員、推進委員、担い手、事務局）
2. 令和 2年 6月25日（木） 今富地区（於今富公民館 会長、農業委員、推進委員、事務局）
3. 令和 2年 7月 7日（火） 府中区（於今富公民館 会長、農業委員、推進委員、事務局、担い手）
4. 令和 2年 7月 9日（木） 国富地区（於国富公民館 農業委員、推進委員、事務局）
5. 令和 2年 7月21日（火） 府中区（於四季菜館 会長、農業委員、推進委員、事務局、担い手）
6. 令和 2年 7月28日（火） 遠敷地区（於市役所 会長、農業委員、元農業委員、事務局）
7. 令和 2年 8月 5日（水） 竜前区（於竜前集落センター 会長、農業委員、元農業委員、事務局、地区役員、担い手）
8. 令和 2年 8月 7日（金） 金屋区（於金屋公会堂 会長、農業委員、元農業委員、事務局、地区役員、担い手）
9. 令和 2年 8月12日（水） 神宮寺区（於神宮寺区ふれあい会館 会長、農業委員、元農業委員、事務局、地区役員）
10. 令和 2年 9月25日（金） 金屋区（於金屋公会堂 会長、農業委員、元農業委員、事務局、地区役員、担い手）
11. 令和 2年 9月30日（水） 丸山区（於丸山ふれあい会館 会長、農業委員、推進委員、事務局、地区役員、担い手）
12. 令和 2年10月 5日（月） 高塚区（於高塚集落センター 会長、農業委員、推進委員、事務局、地区役員、地権者）
13. 令和 2年10月13日（火） 西勢区（於西勢生活改善センター 会長、農業委員、推進委員、事務局、地区役員、地権者）
14. 令和 2年10月23日（金） 金屋区（於金屋公会堂 会長、農業委員、事務局、地区役員、地権者）
15. 令和 2年10月27日（火） 和久里区（於和久里公会堂 推進委員、地区役員、地権者）
16. 令和 2年11月 4日（水） 西勢区（於西勢生活改善センター 推進委員、地区役員）
17. 令和 2年11月14日（土） 野代区（於野代ふれあい会館 農業委員、推進委員、地区役員、地権者）
18. 令和 2年11月20日（金） 岡津区（於岡津生活改善センター 会長、農業委員、事務局、地区役員、地権者）
19. 令和 2年11月24日（火） 中名田地区（於中名田公民館 農業委員、推進委員、事務局、地区役員）
20. 令和 2年11月26日（木） 谷田部区（於梅千代会館 会長、推進委員、事務局、地権者）
21. 令和 2年11月30日（月） 相生区、中井区（於西相生農林センター 会長、農業委員、推進委員、事務局、地権者）
22. 令和 2年12月 2日（水） 西勢区（於西勢生活改善センター 会長、農業委員、推進委員、事務局、地権者）

P.18

地域での話合いの状況（地域計画：R5～6年度）

地域での話合い（令和5年～6年度）※担い手中心の話し合い

担い手を中心に話合いを実施。R元～R2年度で行った話合いが土台となり少ない回数で実施。

1. 令和 5年12月19日（火） 松永地区（於松永公民館 農業委員、推進委員、事務局、地区役員、担い手）
2. 令和 5年12月21日（木） 栗田区（於栗田ふれあい会館 農業委員、推進委員、事務局、地区役員、担い手、地権者）
3. 令和 6年 3月 8日（金） 宮川地区（於宮川公民館 農業委員、推進委員、事務局、地区役員、担い手）
4. 令和 6年 3月12日（火） 丸山区（於丸山ふれあい会館 農業委員、推進委員、事務局、地区役員、担い手）
5. 令和 6年 3月13日（水） 遠敷地区①（於遠敷公民館 農業委員、推進委員、事務局、地区役員、担い手）
6. 令和 6年 3月21日（木） 内外海地区（於内外海公民館 農業委員、推進委員、事務局、地区役員、担い手）
7. 令和 6年 3月22日（金） 中名田地区（於中名田公民館 農業委員、推進委員、事務局、地区役員、担い手）
8. 令和 6年 4月18日（木） 和久里区（於和久里公会堂 農業委員、推進委員、事務局、地区役員、担い手）
9. 令和 6年 7月11日（木） 中名田地区（於文化財の森センター 農業委員、推進委員、事務局、地区役員、担い手）
10. 令和 6年 8月29日（木） 口名田地区①（於小浜市役所 農業委員、推進委員、事務局、地区役員、担い手）
11. 令和 6年 8月29日（木） 国富地区（於小浜市役所 農業委員、推進委員、事務局、地区役員、担い手）
12. 令和 6年 8月29日（木） 府中区（於小浜市役所 推進委員、事務局、担い手）
13. 令和 6年 8月29日（木） 加斗地区（於小浜市役所 推進委員、事務局、担い手）
14. 令和 6年10月23日（水） 国富地区（於国富公民館 農業委員、推進委員、事務局、担い手）
15. 令和 6年11月20日（水） 口名田地区①（於口名田公民館 農業委員、推進委員、事務局、担い手、地区役員）
16. 令和 6年11月22日（金） 府中区（於府中集会所 農業委員、推進委員、事務局、地区役員、地権者）
17. 令和 6年12月11日（水） 口名田地区②（於谷田部住民センター 農業委員、推進委員、事務局、地区役員）
18. 令和 7年 2月 3日（月） 遠敷地区②（於遠敷交流センター 農業委員、推進委員、事務局、担い手、市会議員）
19. 令和 7年 2月 7日（金） 加斗地区（於加斗公民館 農業委員、推進委員、事務局、担い手、地区役員）
20. 令和 7年 2月12日（金） 松永地区（於松永公民館 農業委員、推進委員、事務局、担い手、地区役員）
21. 令和 7年 2月14日（金） 口名田地区①（於口名田公民館 農業委員、推進委員、事務局、担い手、地区役員）

P.19

農業委員会のコーディネートによる地域計画の話し合い

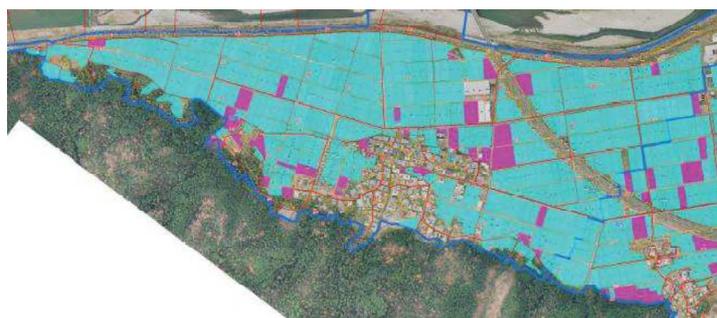


P.20

人・農地プラン 地域での話し合い資料

〇〇地区の農業の状況 耕作者の年齢について（別紙地図参照）

- 耕作者の年齢分布（青色：75歳未満、ピンク色：75歳以上）



75歳以上の耕作者の農地の割合

	現状	10年後
75歳未満	90%	35%
75歳以上	10%	65%

↓
10年後



10年後には65%の農地の耕作者が75歳以上

↓

後継者や受け皿となる担い手の育成が喫緊の課題となっています。

P.21

人・農地プラン 地域での話し合い資料

〇〇区の農業の状況 機械への投資状況（29年度農家アンケート結果から）

- 農業用機械の価格（出典：農林水産省「農業物価統計調査」）

農機の種類と能力	平均価格
トラクタ 15馬力	1,638千円
トラクタ 25馬力	2,710千円
トラクタ 35馬力	4,487千円
田植機 4条植	1,165千円
田植機 6条植	2,964千円
コンバイン 2条刈	2,584千円
コンバイン 4条刈	6,820千円

〇〇区

農機の種類	地区保有台数	投資額
トラクタ	23台	37,674千円
田植機	17台	19,805千円
コンバイン	17台	43,928千円

農機の能力値をトラクタ15馬力・田植機4条植・コンバイン2条刈として地区における農機への投資金額を試算すると、**最低でも集落で約1億円を投資していることとなります**

- 経営体Wの主な機械の保有状況とを比較

〇〇区		
農機の種類	保有台数	1台あたり面積
トラクタ	23台	1.9 ha
田植機	17台	2.5 ha
コンバイン	17台	2.5 ha

経営体W

※経営体Wの経営面積は158ha

農機の種類	保有台数	1台あたり面積
トラクタ	8台	19.7 ha
田植機	6台	26.3 ha
コンバイン	4台	39.5 ha

今後機械の更新時期を迎えるにあたり、作業の効率化・省力化を図ること等について、地域での検討が必要となっています。

P.22

農地中間管理事業と話し合いの流れ例

①5月-6月 その年度に集積できる可能性のある地域を課内で検討し、話し合いを仕掛けるターゲット集落を選定

②6月-7月 配分先になれる担い手に計画を説明し、受け手になってもらえるか確認

③7月-8月 農業関係役員に集積協力金の額の提示と、交付金を活用した集落の青写真を協議し、役員が納得し、やる気になってくれた地域は次のステップ（集落全体の説明会）に進む。

地域全ての農地の登記簿作成を法務局に依頼。集落全員分の記入済みの農地中間管理事業申込書、未相続農地の地権者用の相続関係図等の書類を集落説明会までに準備。

④9月-10月 地権者を集めて第1回集落説明会を開催
※帰りに農地中間管理事業の申込書に押印をしてもらう。即時押印できない方は申込書を持って帰ってもらい、後日農家組合長に提出。
※在外地権者には申込書を市役所から郵送。必要に応じて集落や市役所から電話で説明。

⑤10月-11月 地権者を集めて第2回集落説明会を開催（必要であれば）
※必要に応じて担い手から地権者に集積の重要性を話してもらう。

⑥11月-12月 農家組合長を通じて福井県農地中間管理機構が作成した契約書を配布、回収。

⑥1月-2月 小浜市農業委員会での対象農地の審議

⑦3月 市が対象農地を公告 ※公告により中間管理機構へ農地が貸付けられる

P.23

地域の状況に応じた農地集積・集約

◎一法人へ農地集積：宮川、松永、飯盛、金屋、神宮寺、熊野、奈胡

メガファームなどの担い手法人が受け手となる農地集積。担い手法人のみに負担がかからないよう、住民等で構成される地域資源管理団体が草刈等の営農支援を行う2階建て方式が理想的。

◎まるっと方式：太良庄

中心経営体になれる（耕作能力を持った）一般社団法人を設立し、一般社団法人に一括して中間管理権を設定。一般社団法人が、実際に受け手（個人・法人）が耕作する農地の調整を行う。個人耕作者のリタイアが進むにつれ、農地の集約化が進められるが、リタイヤ農地を耕作できる余力を持った営農組織の存在が不可欠。

◎担い手へ利用調整・配分による集積・集約：和久里、野代、竜前

農家組合、多面組織、土地改良区、農業委員・推進委員などが中心となって集落内農地の利用調整を行い、農地中間管理機構から担い手に利用権配分。利用調整組織を一般社団法人化し、地権者は草刈など維持管理活動を通じて担い手をサポート

◎担い手組織を設立して集積：堅海・泊・仏谷、中名田、羽賀

担い手不在のため、集落営農組織を設立して農地を集積

P.24

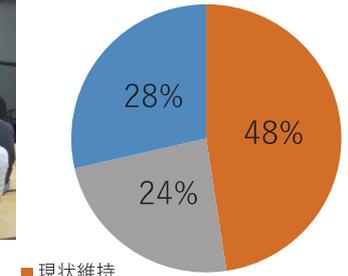
農業委員会が関わる集積事例① 一法人集積方式（宮川地区）

①宮川地区の概要

- ・6つの集落からなる旧村
- ・人口約800人（戸数200戸）



A集落のアンケート結果



②宮川地区の農地集積までの経緯

- 平成4年 宮川の農業を考える会
- 平成9年 宮川地区生産組織設立準備委員会
- 平成10年 土地改良事業の開始
- 平成11年～16年 「各集落で生産組合」の設立
- 平成17年 宮川地区広域営農推進協議会
 - ・地区1組織法人化を断念
 - 圃場完成年度のずれによる各集落の温度 等
- 平成18年 土地改良事業の完成
- 「宮川グリーンネットワーク」設立
- 平成26年 宮川地区広域営農組織設立準備委員会
- メガファーム「株式会社 若狭の恵」設立
- 平成28年 「一般社団法人 宮川グリーンネットワーク」設立
- 平成31年 スマート農業実証プロジェクトを開始

③宮川地区における徹底した話し合い

- ・アンケートの実施。
- ・地元農業委員が中心となって、地区の集落ごとに農地中間管理事業の説明。集落によっては複数回説明。
- ・アンケートをもとに、出し手に対して戸別に相談。
- ・特に、担い手への農地集積が進んでいなかったA集落では、当初は大半が現状維持の意向だったことから、重点的に話し合いを実施。

④担い手の配分の検討

- ・個人の担い手は分散していた農地をできる限り集約。
- ・集落毎の4つの営農組織をベースに、新たに「若狭の恵」を設立。
- ・山際の条件不利地も含め、出す意向がある農地は原則全て受けた。（確実な受け手がいることで話し合いが一気に進む。）



農業委員会が関わる集積事例② 一法人集積方式（松永地区）

松永・国分地区における取り組み

昭和44年～50年

- ・土地改良事業（基盤整備1回目）の実施



課題 ・20～30aの小区画、施設老朽化、用水不足
・農業者の高齢化、耕作放棄地の増加 等

平成15年～21年

- ・土地改良事業（基盤整備2回目）の実施
（1～2haの大区画化、P17ライ化、暗渠排水整備）

平成16年

- ・水田営農計画策定委員会検討開始

平成17年

- ・営農推進協議会で推進・検討開始、設立準備委員会を立上げ
- ・小浜東部営農生産組合（任意組織）を設立、順次農地を集積

平成19年

- ・小浜東部営農生産組合を法人化（農事組合法人）



課題 ・担い手の分散圃場 ・耕作放棄地の発生
・担い手の高齢化 ・後継者の育成 等

平成28年

- ・農業委員の呼びかけで、農地中間管理事業を活用し、組合や担い手が耕作している農地の集積・集約化を行い、農作業の効率化を図る。
- ・その際、一部あった不耕作地の営農を再開。
- ・集約した農地に、農地耕作条件改善事業で畦畔除去を実施。

平成29年

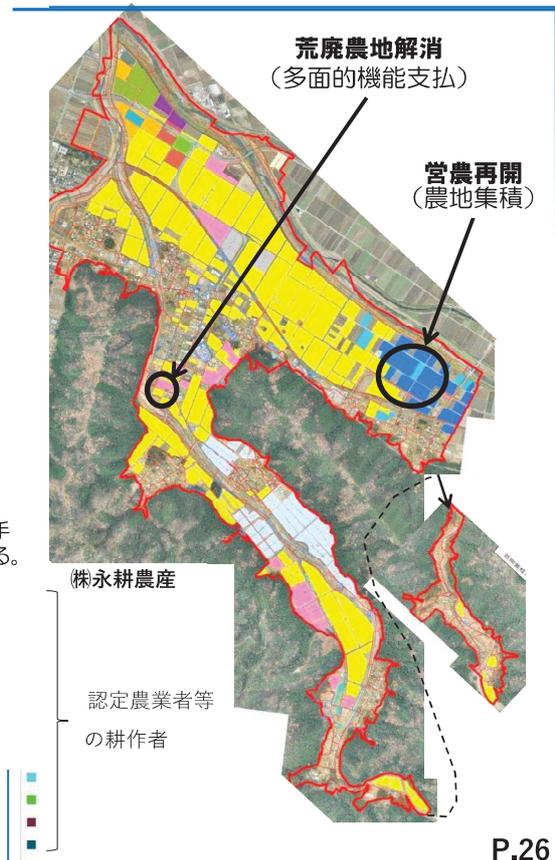
- ・「農事組合法人 小浜東部営農生産組合」を組織変更して「株式会社 永耕農産」を設立。
- ・農業委員が代表を務める地域資源管理法人「一般社団法人 松永あんじょうしょう会」を設立。

平成30年

- ・平成27年には、約2.7haあった地区内の荒廃農地（A分類）が約1.4haまで減少。

令和2年

- ・集積済み農地を再編し、担い手への集約化を進める。



地域農業を発展させるための役割分担【2階建構造】



小浜市の「地域資源管理法人」の取組状況

項目	(一社) 宮川グリーンネットワーク	(一社) 松永あんじょうしょう会	(一社) 太良庄荘園の郷
設立年月日	平成28年2月26日	平成29年4月1日	平成30年5月22日
役員	14人（男性14人、女性0人）	4人（男性 4人、女性 0人）	6人（男性 6人、女性0人）
構成員	31人（男性29人、女性2人）	143人（男性121人、女性22人）	38人（男性38人、女性0人）
多面的機能支払交付事業との連携	○	○	○
担い手との連携	○	○	○
事業内訳	○多面的機能支払交付金事業 ・農地、農道の草刈り ・地域の環境整備（景観形成） ・農業用施設の長寿命化対策 ○担い手の営農サポート ○地域集積協力金による補助事業	○多面的機能支払交付金事業 ・農地、農道の草刈り ・地域の環境整備（景観形成） ・農業用施設の長寿命化対策 ○担い手の営農サポート ○農地の利用調整（集積・集約） ○地域集積協力金による補助事業	○営農活動 （そば：A=1.3ha、年間売上10.1万） ○農地の利用調整（集積・集約） ○土地改良賦課金の徴収・支払
農地の利用調整	—	○ ・土地所有者と担い手のマッチング ・担い手間における農地集約化	○ 1. 農地を預けたい地域住民が法人に相談 2. 役員会で協議後、担い手に打診
地域集積協力金の使途	農地集積面積：172ha ○担い手の農業用機械・施設の購入	農地集積面積：126.3ha ○農地耕作条件改善事業（畦畔除去）等 ○担い手の農業用機械の購入	農地集積面積：71.1ha ○今後の土地改良事業のために内部留保

小浜市の「地域資源管理法」の取組状況

項目	(一社) 悠久の里野田井	(一社) 遠敷高塚環境向上推進会	(一社) 和久の里
設立年月日	令和3年4月1日	令和3年9月1日	平成30年5月22日
役員	6人	6人	6人
構成員	6人	6人	4人
多面的機能支払交付事業との連携	○	○	○
担い手との連携	○	○	○
事業内訳	<ul style="list-style-type: none"> ○多面的機能支払交付金事業 <ul style="list-style-type: none"> ・農地、農道等の管理 ・地域の環境整備（景観形成） ・農業用施設の長寿命化対策 ○農地中間管理事業の推進 ○農地耕作条件改善事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○多面的機能支払交付金事業 <ul style="list-style-type: none"> ・農地、農道等の草刈り ・地域の環境整備（景観形成） ・農業用施設の長寿命化対策 ○農地中間管理事業の推進 ○農地利用改善事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○多面的機能支払交付金事業 <ul style="list-style-type: none"> ・農地、農道の草刈り ・地域の環境整備（景観形成） ・農業用施設の長寿命化対策 ○農地中間管理事業の推進 ○農地利用改善事業の実施
農地の利用調整	○ ・土地所有者と担い手のマッチング ・担い手間における農地集約化	—	○ ・土地所有者と担い手のマッチング ・担い手間における農地集約化
地域集積協力金の使途	農地集積面積：20.1ha ○農地耕作条件改善事業（畦畔除去）	農地集積面積：13.9ha ○獣害柵の設置	農地集積面積：28.3ha ○今後の農業関係事業のために内部留保

P.29

農業委員会が関わる集積事例③ まるっと方式（太良庄地区）

①太良庄地域の課題

- ・市内でも有数の優良農地で、パイプライン化も行われているが、土地改良事業から年数が経っている。
- ・担い手が分散した圃場で耕作している。
- ・高齢化により、5年後、10年後の担い手が見通せない状況。
- ・ただし、現在の耕作者（多くは高齢化）は、今すぐに農地を手放すことには消極的で、農地の集積・集約化に向けた話合いが進まない。

②一般社団法人の設立と農地集積

- ・平成29年に地域内で話し合いを進めている中で、同地域の農地利用最適化推進委員が愛知県の愛知県農業振興基金が提案している新たな試み「地域まるっと中間管理方式」を知った。
- ・この方式により農地集積を行うため、平成30年5月に「一般社団法人 太良庄 荘園の郷」を設立した。
- ・同年度に農地中間管理機構を活用し、25年間の契約で約64haの農地を集積した。

③「地域まるっと中間管理方式」の特徴

- ・すべての農家が農地中間管理機構を通じて、一般社団法人に農地を貸し付ける。
- ・地域内の担い手や自作希望者は一般社団法人から特定農作業委託を受けることで、それまで通りの農業経営を行う。
- ・毎年、少しずつ分散圃場を解消できる。
（法人内で調整するため、書類手続きが必要ない）
- ・担い手等が耕作を続けられなくなった場合、一般社団法人が委任を受けているため、スムーズに次の耕作者に引き継げる。

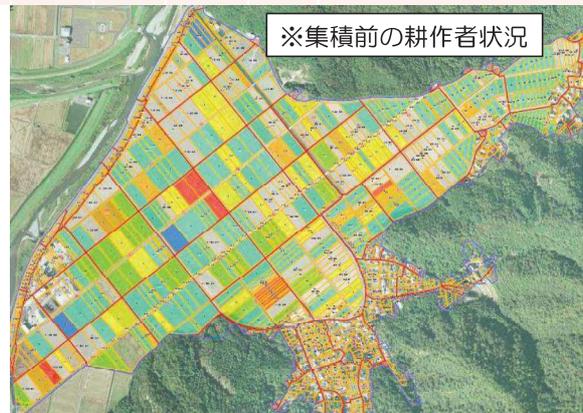
平成30年の耕作状況（全体78ha）

（単位：ha）

	認定農業者					その他の担い手		その他 農地
	法人	A	B	C	D	地域内	地域外	
経営面積	26	6.4	2.3	8.2	1.7	33.4		



集積後

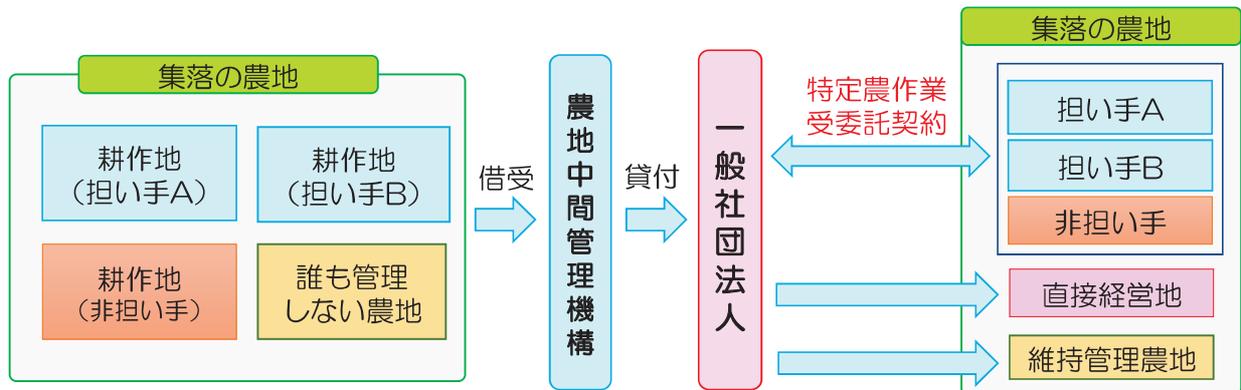


	（一社）太良庄 荘園の郷					その他 担い手	その他 農地	
	法人	A	B	C	D			
経営面積		64					14	

P.30

太良庄地域の中間管理方式について

<太良庄地域の農地中間管理方式>



- 地域・集落内の農地すべてが一般社団法人に貸付され、担い手や非担い手が耕作したい場合はそのまま耕作できる。その他の農地は法人が直接経営または維持管理をおこなう。
⇒将来的には法人の株式会社化、農事組合法人化、または営利部門を分離し、2階建て組織に移行。
- 愛知県農地中間管理機構が提唱する「地域まるっと中間管理方式」を参考に体制を構築。

P.31

農業委員会が関わる集積事例④ 利用調整・配分方式（野代地区）



取組内容

<令和元年8月～>

- ①将来を見据えて野代区の農業をどのようにしていくべきか、農業委員会、農家組合を中心に話し合いを実施。
- ②上記の「人・農地プラン」の話し合いをきっかけに、農家組合、機械利用組合、土地改良区の役員が集まって「野代農地検討委員会」を立ち上げ、担い手への農地集積・集約について話し合いを継続的に実施。

<令和2年12月>

- ③話し合いの結果、農地中間管理機構を活用して、集落内の担い手に農地を集積・集約する方向で、地権者39名の同意を得る。

<令和3年2月>

- ④地区内の農地20.08haを農地中間管理機構を通じて担い手6名に集積。

<令和3年4月>

- ⑤併せて農地の保安全管理や利用調整、農地集積協力金の有効活用など、継続的に地域農業の課題に取り組むため、地域の農地・環境を保全する多面的機能支払交付金の活動組織を再編し、一般社団法人「悠久の里野田井」を設立。

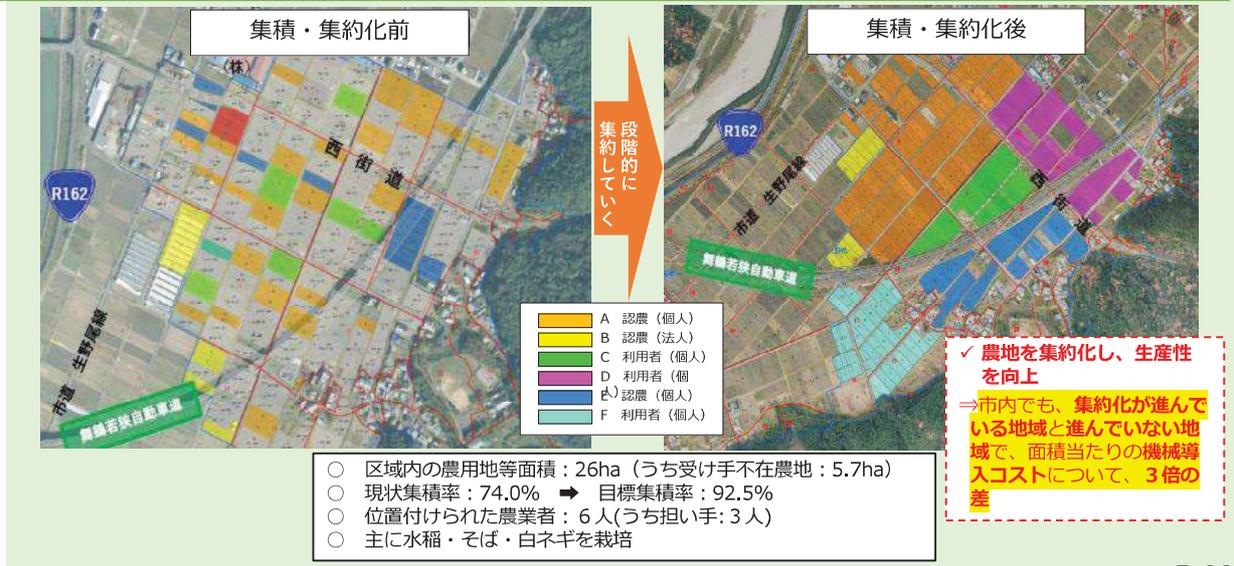
P.32

農地バンクの活用や受け手の経営基盤強化により集約化が進展したケース (福井県小浜市今富地区)

水田地帯

- 地域の話合いにおいて、当該地域の農地は基盤整備が行われている一方で、分散錯圃の状態であったところ、**農地中間管理事業を活用し将来を見据えた配分**を行うことで、担い手への集積・集約化を図る方向性が決まった。
- **後継者不在の耕作者のリタイヤに併せて段階的に**、6名の受け手に**農地を集積・集約化**するとともに、耕作条件の改善、機械導入等の**経営基盤強化**を実施し、目標地図の実現に向けて進行中。

事例3 農地中間管理事業の活用や機械導入により集約化 [福井県小浜市 (山間農業地域)]



P.33

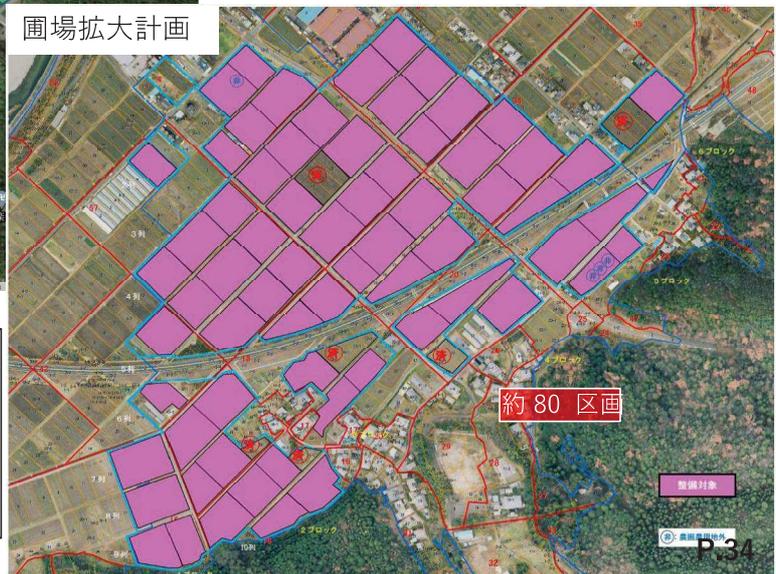
耕作条件改善事業

野代の耕作条件改善事業

- 地元負担：12.5%
- 圃場区画を大きくする
- 地元負担の財源 ← 集積協力金



圃場拡大計画

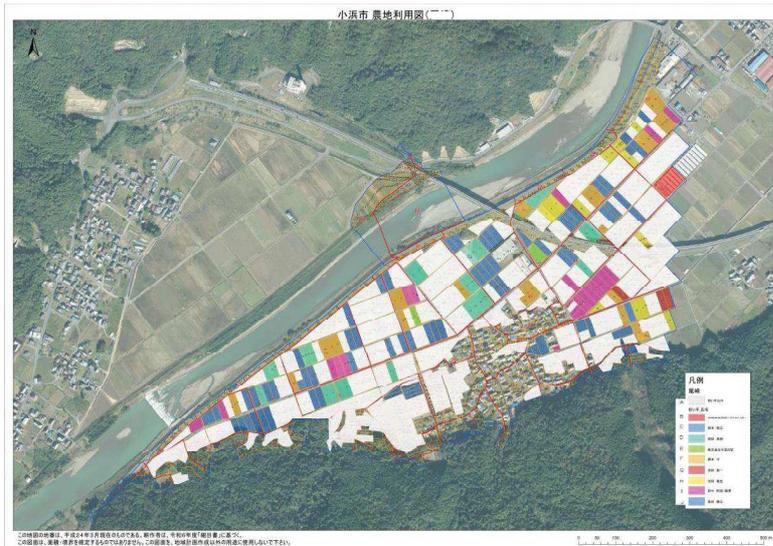


圃場を維持していく上での課題 と 取り組み

- 耕作者が入り乱れている。(分散錯圃) ⇒ 整理する。
- 圃場区画が小さい。 ⇒ ブロックを取って均平化する。
- 草刈り面積が広い。 ⇒ 草刈り作業を分担する。
- 高齢化が進む、後継者が不安定 ⇒ 集落全体で支える。

P.34

話し合いを重ねても方向性が定まらない地域の目標地図 ※野代地区に隣接



農機の種類	地区保有台数	投資額
トラクタ	23台	37,674千円
田植機	17台	19,805千円
コンバイン	17台	43,928千円
計	57台	101,407千円

機械経費
274万円/ha

↑ ↓ 183万円/haの差

集積が進んでいる地域の
機械経費
91万円/ha

話し合いの状況

人・農地プランの時代から推進委員を中心に熱心に話し合いを重ねているが、話し合いがまとまらない結果、農地中間管理事業の活用ができず、将来の担い手も定まらない。

- ・ 50代～60代の農業者は、隣接する野代地区にも刺激され、農地中間管理事業の活用や基盤整備を進めていきたいと考えている。
- ・ 集落内の最終的な意思決定を70代～80代の農業者が行っており、下の世代が話し合いを通じて出した考え方が認められない結果となっている。意思決定が下の世代に移譲されるまでの時間の経過が必要という認識が集落にある。
- ・ 野代地区の農業委員が集積等の必要性を訴えたが、話し合いから追い出されることもあった。
- ・ 話し合いがまとまらず、個々の農家は、それぞれで耕作を以前と同じように継続している。
- ・ このような集落は今話し合いがまとまらないが、将来話し合いができないということではない認識が必要。時間の経過とともに、状況が変わるので、再度話し合いを呼び掛ける試みが重要。

P.35

農業委員会が関わる集積事例⑤ 担い手組織設立方式（堅海地区）

① 堅海地域の概要

- ・ 市内北東部の内外海半島の西側に位置する、半農半漁の地域で、3つの集落（堅海・泊・仏谷）から構成。
- ・ 昭和54年度完了の土地改良事業で区画整理（10a～30a）を行っている。
- ・ 近年は農家の高齢化に加え、獣害や用水不足、土壌問題などがあり、任意組織の生産組合もない。
- ・ 農地面積約42ha（うち中山間交付金対象農地約15ha）中、耕作面積は22ha。
- ・ 地域内人口306人のうち、耕作者数は40名（平成29年細目書）。

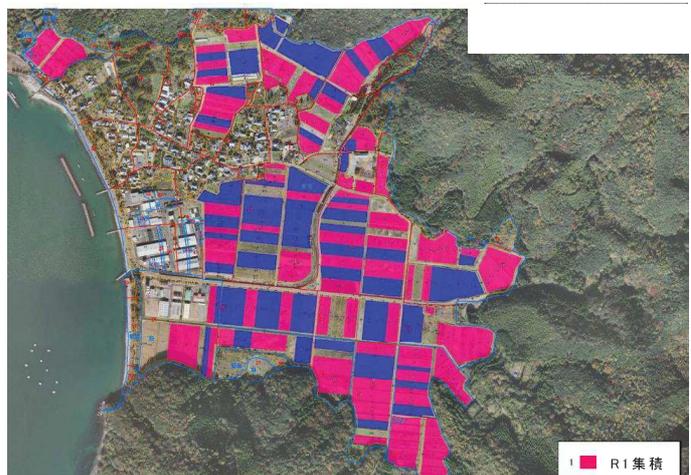


② 法人設立までの経緯

- 平成28年2月 農家アンケートを契機とした集落での話し合いがはじまる
- 7月 長野・岐阜の先進農業法人を視察
- 9月 集落で独自アンケートを実施
 - ※集落営農と土地改良の機運が高まる
 - ・ この期間、「リーダー養成講座」が開催され地域の農家も受講
 - ・ 代表者と農業委員会長と打ち合わせ
 - ・ 地域で農業の方向性について何回もの話し合いが行われる
- 平成29年5月 法人設立準備委員会が発足
 - ↓ 毎週委員会を開催、農業委員会もサポート
 - 9月 法人設立総会
 - 10月 法人登記

③ 農事組合法人「千石の郷」設立

- ・ 役員6名（3集落から2名ずつ。代表者は地元の農地利用最適化推進委員）
- ・ 平成29年に約13haを集積してスタート（水稲中心ですべて農地中間管理機構から借受）
- ・ 休耕田約1.1haを追加集積し、平成30年度春から秋にかけて若狹牛の放牧を実施。
- ・ 令和元年に2.2haを追加集積し、全体で8割を超える集積を達成し、土地改良事業の実施に向けて準備を進めている。

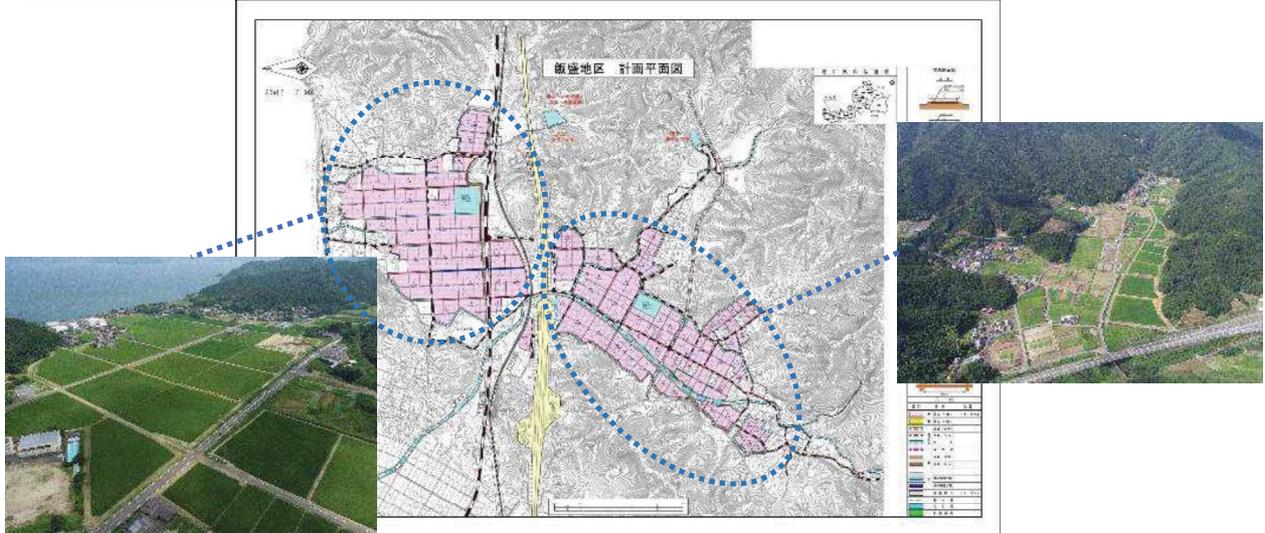


※山と海に囲まれた農地に堅海、泊、仏谷集落の土地が混在。

P.36

農地中間管理事業を活用した土地改良事業(小浜市飯盛地区)

・農地中間管理機構関連農地整備事業 工期R1～R7



土地改良事業前
約531区画 (10a未満の圃場を含む)
※農地中間管理機構との利用権設定筆数より



土地改良事業後
82区画 (0.5ha～1.2haの圃場)
地下水位制御システム (フォアス) を整備

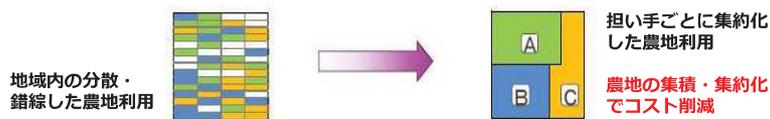
基盤整備による効果

- ・作業の効率化で余裕ができ、将来の経営計画を考えることができるようになった。
- ・後継者が生まれるとともに任せる体制ができ、今後の営農の継続を見通せるようになった。
- ・他の集落の基盤整備を見据えた話し合いと農地集積の原動力になっている。

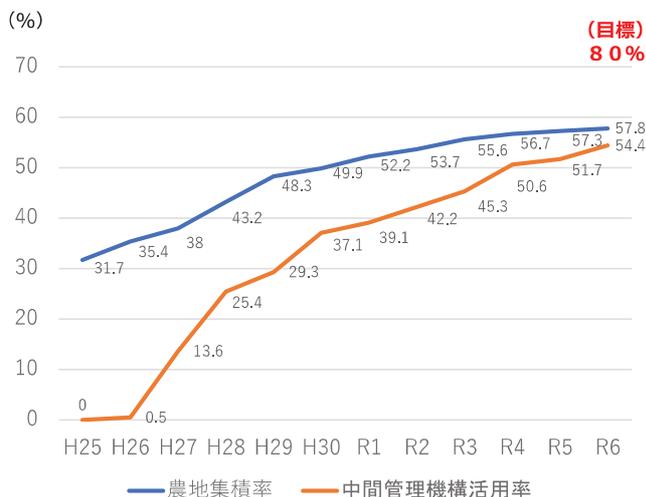
P.37

農地集積・集約化の目標と課題

- ・農地集積率8割の目標達成に向けて、さらなる取り組みが必要。



小浜市の農地の集積状況



小浜市の担い手アンケート (令和元年度6月)

問：今後の農業経営の発展には何が必要か？

- 【法人】
- 1位 草刈りや水路掃除、獣害柵補修など地域全体で農地保全の協力体制を構築 (90%)
 - 2位 新規就農者を育成するなど、新たな労働力を確保する (81%)
 - 3位 土地改良などの基盤整備の実施 (81%)

- 【個人】
- 1位 新規就農者を育成するなど、新たな労働力を確保する (66%)
 - 2位 草刈りや水路掃除、獣害柵補修など、地域全体で農地保全の協力体制を構築 (63%)
 - 3位 農業用資材や肥料の仕入先を見直して生産コストを抑える (63%)

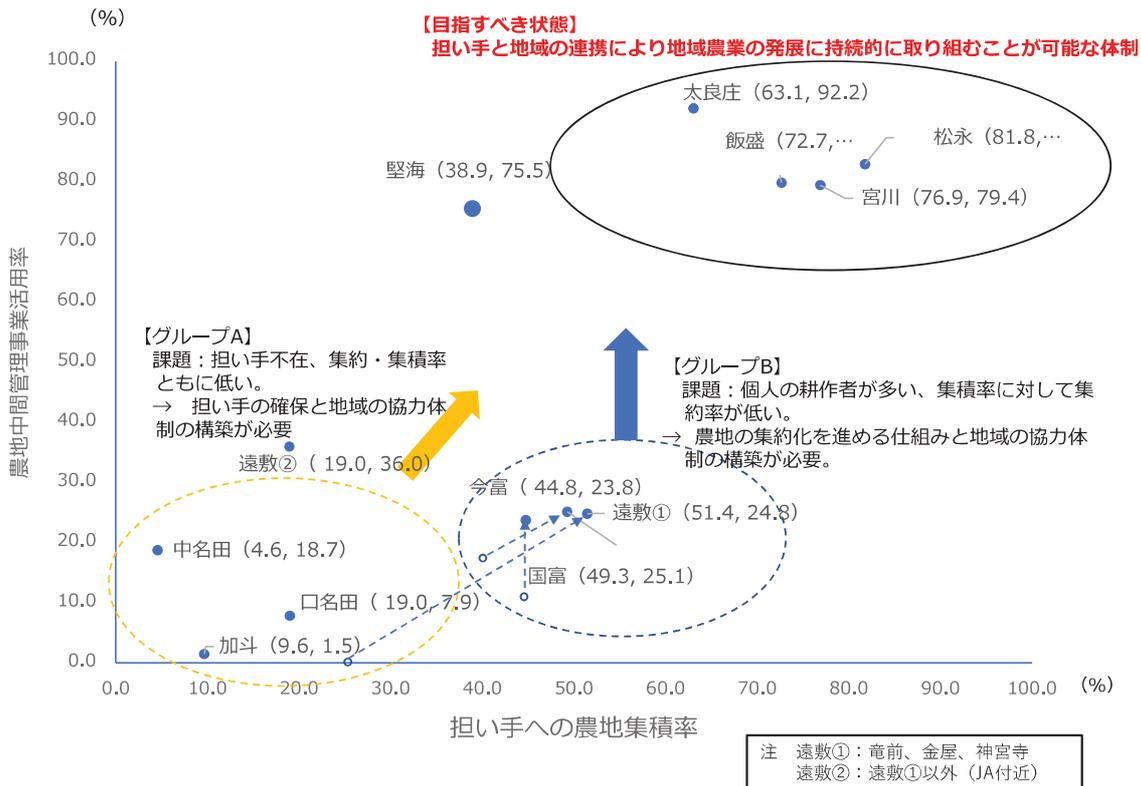
問：今後の経営規模の拡大についての考え方

- 【法人】
- 1位 経営規模を拡大していく (54%)
 - 1位 経営規模を拡大したいが、基盤整備など耕作条件の改善が必要 (54%)

- 【個人】
- 1位 経営規模を現状維持したい (46%)

P.38

地域別の農地集積・集約化の取組方針



P.39

取り組みから学んだこと～今後に向けて～

- ▶ **汗をかいてまいた話し合いの種は5年先、10年先の農業に繋がる**
⇒ 本質は地域計画を立てることではなく、繰り返し地域で話し合うこと
- ▶ **上手くいってないところもある。やれるところからやる。**
⇒ 身近な成功例を作って広めることで、やる気を出してもらう。5年、10年先でなく2年、3年先のできることをやる。
- ▶ **市町職員がまず集落のリーダーに声かけ。でも主体は集落。**
⇒ 声かけして話し合いのきっかけを作る。でも集落の主体性なしには進まない。市町だけでは疲れ果てる。県（普及員）やJAも入ると理想的。
- ▶ **話し合いが進まなかった地域に再度呼びかける**
⇒ 状況が変化し、危機感から新たな動きへの働きかけ
- ▶ **農地中間管理事業に預けることで、営農の継続を担保**
⇒ リタイア後の担い手が決まっていることで安心感が生まれる
- ▶ **目的や目標を持った話し合いの実施**
⇒ 土地改良事業や獣害対策への地域集積協力金の活用など具体的なゴールがないと話し合いが進まない

P.40

地域計画のブラッシュアップに向けて

令和 8 年 2 月
農林水産省

地域計画の策定状況（令和 7 年 4 月末時点）

- 令和 7 年 4 月末時点の地域計画の策定数は、全国**1,615市町村**、**18,894地区**。
- **地域計画区域内の農用地等面積は422万ha**。うち、**将来の受け手が位置付けられていない農地面積は134万ha**。

項 目	令和 7 年 4 月末時点 (確定値)
策定市町村数	1,615市町村
策定された地域計画数	18,894地区 (策定予定数：2.0万地区)
地域計画区域内の農用地等面積※	422万 h a
うち 目標地図に位置付けられた 農業者の10年後の経営面積	288万 h a
うち 将来の受け手が位置付けられていない農地面積	134万 h a

※ 農用地等面積には、畜舎・共同利用施設などの農業用施設面積が含まれる。

(参考) 地域ブロック別の状況

項目	令和7年4月末時点(確定値)								
	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国 四国	九州 沖縄	全国
策定市町村数	172	223	394	80	119	172	195	260	1,615
(参考: 策定予定数)	172	223	395	80	120	174	197	265	1,626
策定された地域計画数	489	2,513	3,050	1,998	1,033	3,906	2,216	3,689	18,894
(参考: 策定予定数)	489	2,514	3,120	1,998	1,158	4,350	2,271	3,705	19,605
地域計画区域内の農用地等面積 (万ha)	120.0	84.4	67.9	30.8	13.6	16.6	37.6	51.4	422.2
うち目標地図に位置付けられた 農業者の10年後の経営面積	108.7 (91%)	54.1 (64%)	34.5 (51%)	23.9 (77%)	7.8 (57%)	11.5 (69%)	15.0 (40%)	32.9 (64%)	288.3 (68%)
うち将来の受け手が位置付けら れていない農地面積	11.2 (9%)	30.3 (36%)	33.4 (49%)	6.9 (23%)	5.8 (43%)	5.1 (31%)	22.6 (60%)	18.5 (36%)	133.9 (32%)

※1 カッコ内は、地域計画区域内の農用地等面積に占める割合。
 ※2 四捨五入の関係により数値の合計が合わない場合がある。

2

目標地図の分類

○ 目標地図を5つの類型に分類すると、「将来の受け手に集約化」することが明確化されているものは、約1割にとどまっている。

① 将来の受け手に集約化 2,053 (11%)



➢ 地域で集約化に向けた意味のある話し合いができた地域

② 現況地図にほぼ近い 8,536 (45%)



➢ 現在の農地利用の状況を把握するに留まり、10年後の姿まで協議できなかった地域

③ 将来の受け手が不足 7,690 (41%)



➢ 将来(10年後)の受け手が不在である農地の明確化はしたが、その受け手を位置付けられなかった地域

④ 将来の受け手の特定を保留 198 (1%)



➢ 地域の農地の集約化の方向性はまとまったが、誰が利用するかまでは合意に至らなかった地域

⑤ その他 417 (2%)



➢ 地域の協議がほとんどできず一部の利用者のみで計画を策定した地域、年齢構成や意向のみで策定した地域等

3

(参考) 地域ブロック別の状況

目標地図の類型	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国 四国	九州 沖縄	全国
	目標地図数	489	2,513	3,050	1,998	1,033	3,906	2,216	3,689
①将来の受け手に集約化	178 (36%)	259 (10%)	103 (3%)	418 (21%)	184 (18%)	513 (13%)	107 (5%)	291 (8%)	2,053 (11%)
②現況地図にほぼ近い	243 (50%)	731 (29%)	1,173 (38%)	1,003 (50%)	526 (51%)	1,991 (51%)	737 (33%)	2,132 (58%)	8,536 (45%)
③将来の受け手が不足	16 (3%)	1,395 (56%)	1,642 (54%)	568 (28%)	263 (25%)	1,218 (31%)	1,370 (62%)	1,218 (33%)	7,690 (41%)
④将来像の方向性はあるが 将来の受け手の特定を保留	18 (4%)	112 (4%)	4 (0.1%)	1 (0.1%)	5 (0.5%)	58 (1%)	0	0	198 (1%)
⑤その他 (将来の農地利用が確実な 農地のみを区域設定等)	34 (7%)	16 (1%)	128 (4%)	8 (0.4%)	55 (5%)	126 (3%)	2 (0.1%)	48 (1%)	417 (2%)

4

地域計画の策定状況（令和7年4月末時点） - 都道府県別 -

都道府県	策定 市町村数	策定された 地域計画数	地域計画区域内の 農用地等面積 (千ha)	うち受け手不在の農地	
				農地面積(千ha)	割合
合計	1,615	18,894	4,222	1,339	31.7%
北海道	172	489	1,200	112	9.4%
青森県	40	209	151	49	32.2%
岩手県	33	410	155	66	42.9%
宮城県	33	196	119	32	27.2%
秋田県	25	323	148	47	32.0%
山形県	35	368	123	37	30.0%
福島県	57	1,007	147	71	48.3%
茨城県	44	372	148	76	50.9%
栃木県	25	492	125	51	40.9%
群馬県	35	260	63	39	62.0%
埼玉県	61	394	62	35	56.8%
千葉県	48	529	96	54	56.1%
東京都	14	22	2	2	89.3%
神奈川県	29	100	10	5	47.7%
山梨県	27	195	16	4	23.5%
長野県	77	444	97	34	34.7%
静岡県	34	242	59	35	59.0%
新潟県	29	226	169	31	18.4%
富山県	15	233	64	21	32.4%
石川県	19	656	38	10	26.9%
福井県	17	883	37	7	19.7%
岐阜県	41	261	46	21	45.4%
愛知県	50	311	58	23	40.1%
三重県	28	461	32	14	44.0%
滋賀県	19	1,161	42	5	11.9%
京都府	25	242	24	3	10.8%
大阪府	35	330	9	8	80.2%
兵庫県	37	1,756	47	12	24.7%
奈良県	28	289	8	3	40.4%
和歌山県	28	128	34	21	61.5%
鳥取県	19	223	33	18	54.5%
島根県	17	339	33	12	37.1%
岡山県	27	267	65	41	63.4%
広島県	20	199	63	42	66.7%
山口県	18	285	36	17	47.1%
徳島県	24	116	29	22	73.5%
香川県	16	188	39	28	71.9%
愛媛県	20	346	45	25	56.1%
高知県	34	253	32	20	62.6%
福岡県	52	425	67	22	32.2%
佐賀県	20	343	52	14	27.7%
長崎県	21	416	41	8	19.4%
熊本県	45	420	111	34	31.0%
大分県	17	473	52	27	51.9%
宮崎県	26	791	54	13	23.6%
鹿児島県	43	660	96	35	36.3%
沖縄県	36	161	42	32	76.7%

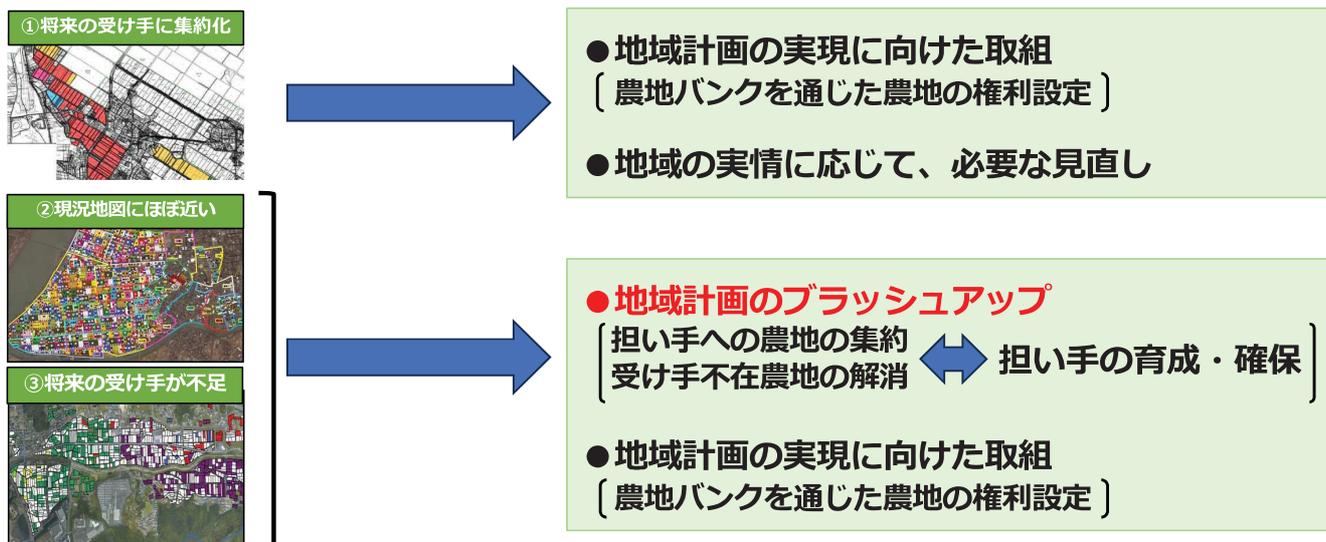
※ 四捨五入の関係により数値の合計が合わない場合がある。

5

地域計画のブラッシュアップの必要性

- 類型①「将来の受け手に集約化」は1割にとどまり、残りの9割については、ブラッシュアップが必要
- 地域計画は一度作って終わりではなく、継続的に見直すもの

地域計画のブラッシュアップを全国的に展開する必要



6

地域計画のブラッシュアップの進め方

- 地域計画は、一度策定して終わりではなく、随時（年一回以上）ブラッシュアップをしていくことが重要。
- ブラッシュアップに向け、以下を参考に関係機関と調整の上、取組を実施。



※新・農業人フェア（11月9日（大阪）、11月23日（東京））
 ※農業参入フェア（12月9日（大阪）、12月17日（東京））

7

[市町村]

アンケート結果概要

- 協議を多く開催したり、相談する担当を明確化した市町村では、地域でしっかりと話し合いを行った傾向
- 協議の参加者は、今後の協議に向け「話し合いの目的やテーマの明確化」(44%)「若者や女性の参加」(45%)などの工夫が必要と回答
- 多くの市町村(53%)で目標地図に地域外の担い手を位置付けており、そういった者も協議に参加する必要

より多くの関係者が参加し、具体的に協議を重ねるとともに、その過程で農業者等が行政に随時相談できるようにしておくことが重要

今後必要な取組

- 将来の地域農業のあり方や目標地図をベースにした調整など、話し合いの目的やテーマを明確化した上で、できる限り多く協議を開催
- 若者、女性や地域外の担い手など多様な関係者にも参加を呼びかけ、協議の場に参加する機会を確保
- 協議や話し合いの過程で、農業者等からの相談を確実に受けられる担当を明確化し、相談窓口として周知

[農業委員会]

アンケート結果概要

- 農業を担う者を位置付けられなかった理由は、「所在はわかるが所有者等の意向把握不可」(31%)など、意向把握ができていないことが多かった

受け手・出し手の意向を丁寧に把握し、地域計画のブラッシュアップに向けた目標地図の素案作成を行うことが重要

今後必要な取組

- 地域の実情に応じて、農業委員会の役割を改めて明確化した上で、農地の出し手と受け手の意向把握を徹底
- その上で、目標地図の実現に向け、農地バンクを通じた農地の集約化に必要な土地利用調整を実施

[都道府県]

アンケート結果概要

- 役立ったサポートは、「県からの情報提供や助言」(63%)「周辺市町村からの情報提供や助言」(37%)が多かった。

成功事例の横展開をはじめ県・市町村間の情報の共有が効果的

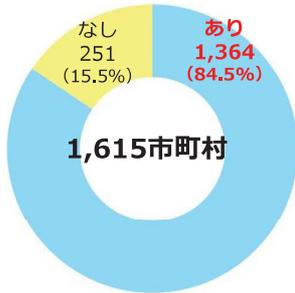
今後必要な取組

- 引き続き、市町村間の連携を推進しつつ、地域外の担い手や農業参入者のリスト化、普及指導員による話し合いや産地づくりの支援など、地域の実情に応じ、市町村等の取組を最大限にサポート

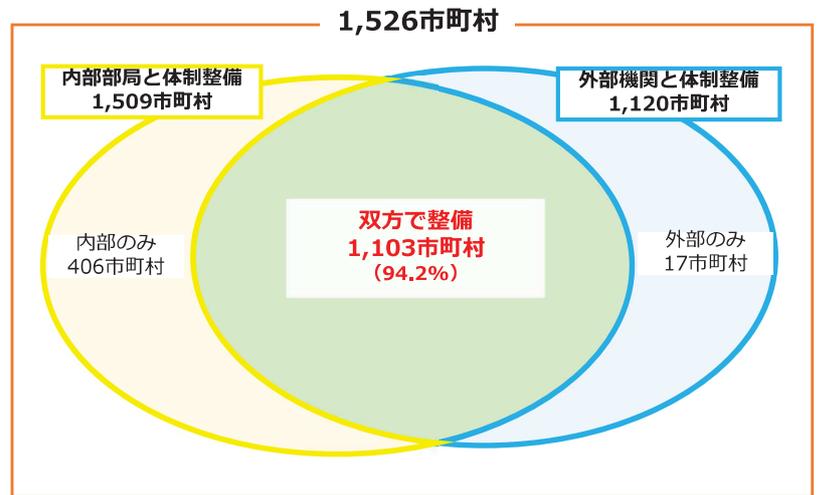
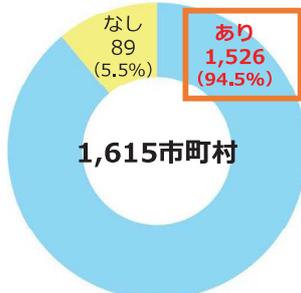
市町村における推進体制の状況（R7.9末）①

- 1,615市町村のうち、**1,364市町村（84.5%）**で相談窓口を設置。
- また、1,526市町村（94.5%）で推進体制を構築し、**1,103市町村が、市町村の内部部局及び外部機関（県、バンク等）で推進体制を構築。**

相談窓口の状況



推進体制の状況

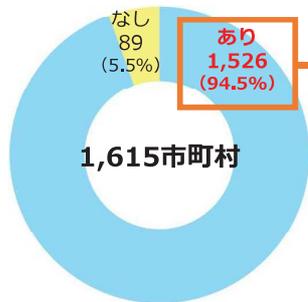


- ※1 内部部局：農業委員会、市町村内の基盤整備、農産関係、スマート農業関係、有機農業関係 等
- ※2 外部機関：県（出先、普及含む）、農業会議、JA、土地改良区、農地バンク、関係団体（農業法人協会、認定農業者協議会）等
- ※3 「外部のみ」は、市町村内部での連携体制は組んでいないが、県やバンク等の外部機関と推進体制を構築している市町村

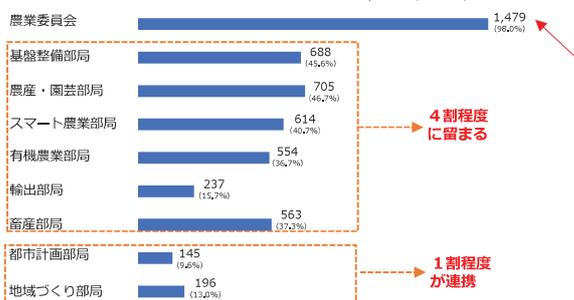
市町村における推進体制の状況（R7.9末）②

- 推進体制を構築する1,526市町村のうち、**1,509市町村は市町村の内部部局で推進体制を構築。**基盤整備等の他部局と推進体制を構築しているのは4割程度。加えて、1割の市町村で、都市計画部局等地域のまちづくり全体に関係する取組の所管部局と推進体制を構築。
- **1,120市町村で、外部機関と推進体制を構築し、714市町村が県普及組織と推進体制を構築。**一方、農業法人協会や認定農業者協議会等の関係団体と推進体制を構築しているのは2割程度。

推進体制の状況



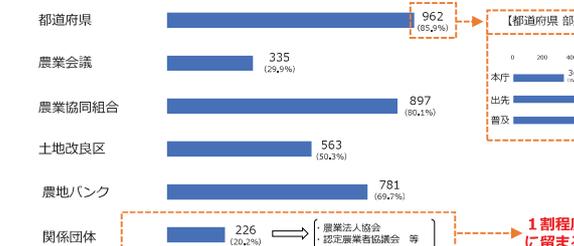
【内部部局と体制構築】1,509市町村



【内部部局の人数】

項目	数値
内部部局と体制構築している市町村 ^(①)	1,509市町村
体制に参加している内部部局の平均数	3.6部局
内部部局の人数 ^(②)	5,715名
1市町村当たりの人数（平均） ^{(③)=(②)/(①)}	3.8名
（中央値）	3名

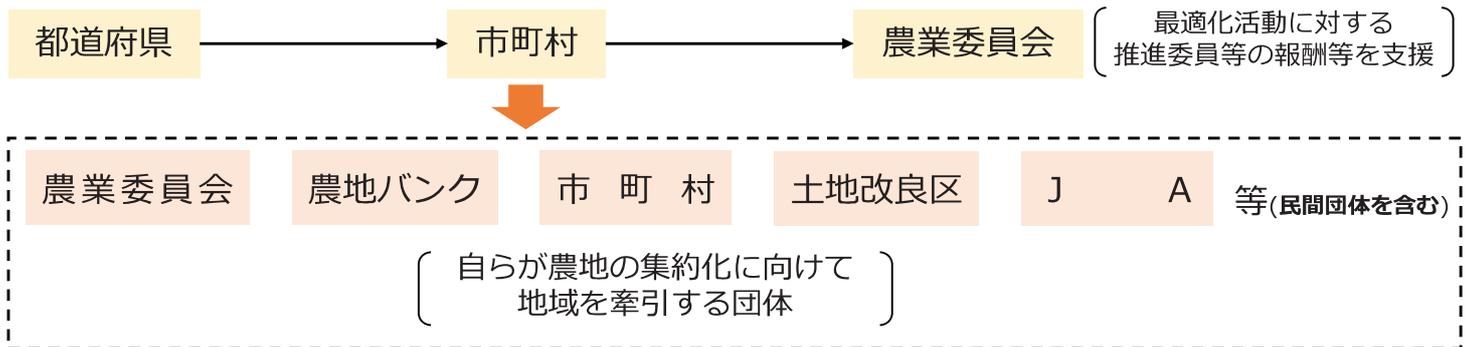
【外部機関と体制構築】1,120市町村



【外部機関の人数】

項目	数値
外部機関と体制構築している市町村 ^(①)	1,120市町村
体制に参加している外部機関の平均数	3.0機関
外部機関の人数 ^(②)	7,698名
1市町村当たりの人数（平均） ^{(③)=(②)/(①)}	6.9名
（中央値）	5名

農地利用最適化推進事業（農地利用の最適化を行う団体支援）



○目標地図ブラッシュアップ 農地の集約化 } 早期実現

（・アドバイザーの設置
・自らの活動（意向確認、利用調整、バンク計画（案）作成、）
・関係機関との連携（会議等））

○要件：地域計画に集約化目標を具体的に明記
現状の集約化率より20ポイント増加（R12年度）すること

○1地区：3年間

○全国100市町村 × 500万円/地区 = 5億円

（事業スキーム）

- ① 都道府県は、市町村、農業委員会、農地バンク等の関係機関が連携・推進体制を構築している市町村を指定（早期実現の機運が高い等）
- ② 指定を受けた市町村は、市町村、農業委員会、農地バンク等を指定
- ③ 指定を受けた団体は、目標達成に向けた取組内容と行動計画を、市町村を経由して都道府県に提出し認定を受ける
- ④ 指定を受けた団体は、目標年度まで毎年状況を報告
目標達成に向けた取組が不十分な場合、指定の取消

地域計画の実現に向けた支援

令和8年度予算概算決定額 52,687百万円（前年度 -）
〔令和7年度補正予算額 93,619百万円〕

<対策のポイント>

全国約1万9千地区で策定されている地域計画について、農地の適正利用の確保までは話し合いを進めることができなかった地域が見受けられることから、見直しを進めて完成度を高めつつ、その実現に向けて取組を後押しします。

<事業の全体像>

地域計画実現への支援	
<p>○目標地図に沿った農地の集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地集約化促進事業【R7補正】 地域で一体となった生産性向上等に向けた農地の集約化の取組を支援 機構集積支援事業【R8当初】 遊休農地所有者や不在地主等の利用意向調査、農地等のデータベースの運用等を支援 農地利用最適化推進事業【R8当初】 農業委員会による農地利用の最適化活動への取組等を支援 農地中間管理機構事業【R8当初】 農地バンクの事業費（農地賃料、保全管理経費、遊休農地解消経費）及び事務費（人件費、業務委託費）等を支援 <p>（関連対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地耕作条件改善事業【R8当初】【R7補正】 農地中間管理機構関連農地整備事業【R8当初】【R7補正】等 <p>○受け手不在農地解消のための外部からの担い手の誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営・就農支援体制整備推進事業【R8当初】 地域外からの担い手参入促進緊急対策【R7補正】 都道府県等が行う地域外の担い手の誘致を支援 新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業【R8当初】 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業【R7補正】 新規就農者を誘致するための体制づくりや研修農場の整備等を支援 	<p>○地域計画に位置付けられた農業を担う者の経営発展等</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地利用効率化等支援事業【R8当初】 地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業【R8当初】【R7補正】 地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要の機械の導入等を支援 集落営農連携促進等事業【R8当初】 地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を支援 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業【R8当初】 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業【R7補正】 地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業【R8当初】【R7補正】 就農後における経営発展のための機械導入等を支援 雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業【R7補正】 経営体における就労条件を改善する取組を支援 <p>○地域計画に沿った産地化等農業生産活動支援のための共同利用施設の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 強い農業づくり総合支援交付金【R8当初】 産地生産基盤パワーアップ事業【R7補正】 産地の収益力強化に必要な産地基幹施設の整備等を支援 新基本計画実装・農業構造転換支援事業【R8当初】【R7補正】 老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援



農地の集約化等の取組の加速化

令和8年度予算概算決定額 17,450百万円（前年度 16,463百万円）

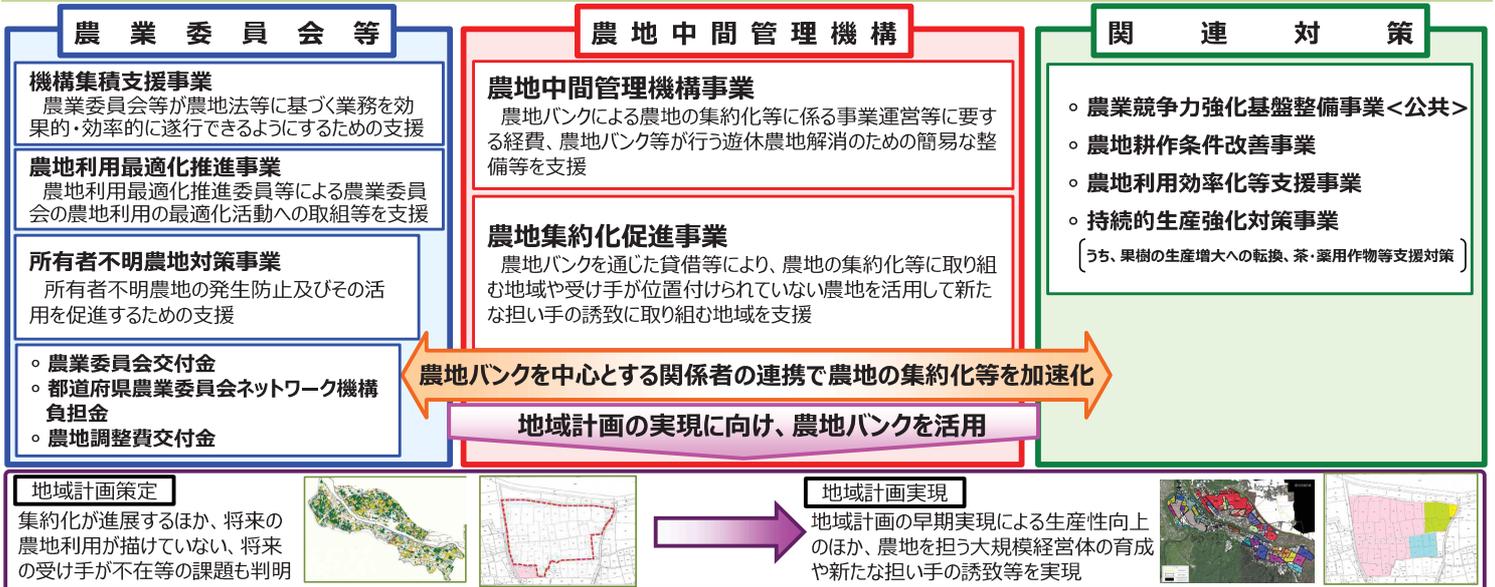
<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動等を支援します。

<政策目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の全体像>



【お問い合わせ先】 経営局農地政策課（03-6744-2149）

農地の集約化等の取組の加速化のうち

農地中間管理機構の機能強化と担い手への農地の集約化の推進

令和8年度予算概算決定額 4,644百万円（前年度 4,276百万円）
〔令和7年度補正予算額 8,000百万円〕

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けた、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借等を進めることで、農地バンクを活用した農地の集約化等の取組を支援するとともに、農業者の大幅な減少や受け手不在農地の発生など地域計画の策定により顕在化した課題に対応するため、農地バンクによる大規模経営体への集約化や新たな担い手を誘致するための取組を支援します。

<政策目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農地中間管理機構事業 4,644百万円（前年度 4,276百万円）

農地バンクがリタイアする農業者の農地を借り入れ、受け手が確保されるまでの間の保安全管理及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員の配置等による事業推進など農地バンク事業の実施に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う遊休農地の解消の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。

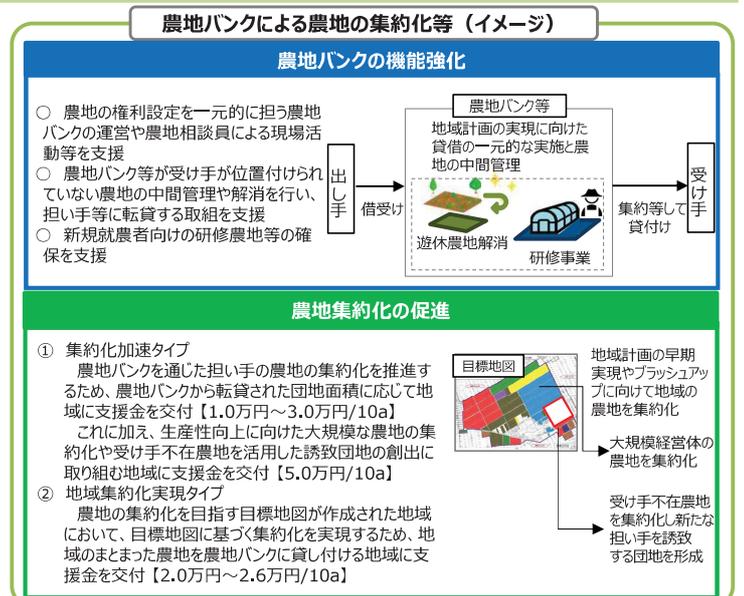
2. 農地集約化促進事業 【令和7年度補正予算額】8,000百万円

地域計画の早期実現に向け、農地バンクを通じた貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域を支援します。また、生産コストの低減を実現するため、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化等の取組を支援します。更に地域計画において受け手が位置付けられていない農地を活用して新たな担い手を誘致する団地の創出に取り組む地域を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局農地政策課（03-3591-1389）

<対策のポイント>

地域が目指すべき農地の将来像である地域計画の早期実現に向けた、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動等の取組に必要な経費を支援します。

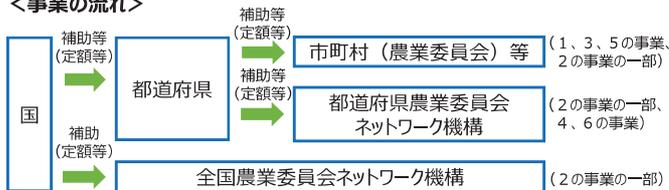
<政策目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. **農業委員会交付金** 4,718百万円（前年度 4,718百万円）
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。
2. **機構集積支援事業** 3,467百万円（前年度 2,749百万円）
遊休農地所有者や不在地主等への意向調査、所有者不明農地に係る権利関係調査や公示制度に必要な手続、農地等のデータベースの運用等を支援します。
3. **農地利用最適化推進事業** 3,919百万円（前年度 4,051百万円）
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動への取組等に要する経費を支援します。
4. **都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金** 523百万円（前年度 523百万円）
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。
5. **農地調整費交付金** 47百万円（前年度 47百万円）
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。
6. **所有者不明農地対策事業** 132百万円（前年度 99百万円）
所有者不明農地の解消に向けた農業委員会の取組を牽引する取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業委員会の活動

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）
→地域計画の実現に向けた取組を実施

【A農業委員会の活動事例】

- ・ 事務局が実施した耕作者等へのアンケート結果を踏まえ、農地利用最適化推進委員等が各担当地区における話し合いを主導。
 - ・ 耕作者等が主体的に取り組むよう促しながら、地区ごとの話し合いをそれぞれ複数回開催し、令和7年3月末までに管内全域をカバーする18地区の地域計画が策定された。
- ※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート



農業委員会による地域計画の実現に向けた取組の推進

【農地利用最適化推進事業】

- ・ 農業委員会が行う農地利用の最適化活動（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）に係る活動量や成果に応じて交付（委員報酬に限らず農業委員会の最適化業務に対して交付することも可能）

【機構集積支援事業】

- ・ 農業委員会が行う農地の利用調整、各種調査、農地台帳の整備等の活動を支援

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課（03-6744-2149）